

柏崎市都市計画 マスタープラン



はじめに



柏崎市は平成17年5月に高柳町、西山町と合併し、新しい柏崎市の創造を目指した「第四次総合計画」を平成19年3月に策定し、市民と行政との協働による輝きに満ちた柏崎の創造をめざしています。しかし、この計画がスタートした直後の同年7月16日に新潟県中越沖地震が発生し、市内全域が甚大な被害を被る未曾有の災害となりました。おかげさまで、全国各地からの温かい励ましと、国・県・自治体及び関係機関の支援、地域の助け合いにより、大変速いスピードで復旧が進んできました。現在は、新生柏崎市の発展に向けて市民生活を再建し、次の世代を担う子どもたちが誇りと愛着の持てるまちづくりを進めながら、市民と力強い復興の実現に努めております。

今日の柏崎の状況は、百年に一度と言われる大不況が市内の経済活動に深刻な影を落としており、市の財政状況も震災の影響が加わり非常に厳しくなっています。更に、人口減少、少子高齢化、環境問題など、今後のまちづくりにおいてこれまでとは異なる新たな課題にも直面しています。

このような社会の大きな流れを受け止め、本市の今後の都市づくりのあり方を示す「柏崎市都市計画マスタープラン」を改定しました。

この改定では、都市計画をはじめ地域のまちづくりの方向性を示し、将来にわたり持続的に発展していくための集約型都市構造（コンパクトシティ）の実現、ものづくりの産業都市づくり、自然と文化が息づく潤いのまちづくり、災害に強い安全安心のまちづくり、などを掲げています。これに基づき、今後の都市計画の決定や個々の具体的な事業などをもとにまちづくりに取り組んでまいります。

最後に、本マスタープランの改定にあたり、貴重なご意見やご指導をいただいた柏崎市都市計画マスタープラン策定委員をはじめ、多くの市民のみなさまに、心から感謝申し上げます。

平成22年3月
柏崎市長 会田 洋

目次

第1章 都市計画マスタープラン改定の目的等	1.都市計画マスタープラン改定の背景と目的	3
	2.都市計画マスタープランの位置づけ	4
	3.目標年次	4
第2章 今後のまちづくりの方向と都市の現状・課題	1.まちづくりの基本理念	7
	2.将来人口の設定	7
	3.都市の現状と課題	8
第3章 全体構想	1.まちづくりの基本方針	17
	2.将来都市構造	18
	3.土地利用構想	23
	4.交通ネットワーク構想	28
	5.公園・緑地整備構想	33
	6.都市環境整備構想	39
第4章 地域別構想	1.中央・比角地域	50
	2.大洲・鯨波地域	56
	3.松波・荒浜地域	59
	4.剣野地域	62
	5.枇杷島・半田地域	65
	6.西中通・北鯖石地域	68
	7.田尻地域	73
	8.高田地域	76
第5章 実現に向けた取り組み	1.制度・事業の活用	81
	2.推進体制の充実	81
	3.進行管理	82
参考資料	1.現況データ	85
	2.策定の経緯	91
	3.用語解説	92

第1章

都市計画マスタープラン 改定の目的等

- 1.都市計画マスタープラン改定の
背景と目的
- 2.都市計画マスタープランの位置づけ
- 3.目標年次

1 都市計画マスタープラン改定の背景と目的

現在の都市計画マスタープランは、平成10年3月に策定され、既に12年が経過しています。

その後、上位計画にあたる「柏崎都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が平成12年の都市計画法改正を踏まえて、新潟県により平成16年に作成され、平成19年には高柳町、西山町との合併や市民の価値観やニーズの多様化などに対応するための指針となる柏崎市第四次総合計画が策定されるなど、本市都市計画を取り巻く状況変化が進んでいます。

また、平成19年に発生した新潟県中越沖地震により市内全域が被災し、復興に向けて震災復興計画を策定し、復興住宅が建設されました。現在は柏崎駅周辺工場跡地の再開発・整備などが進められています。

加えて、我が国全体で少子高齢化、人口減少が進展し、地球温暖化が身近な問題になるなど、平成10年の策定以降、社会経済状況が大きく変化しており、本市においても、これを都市計画として受け止めていく必要が生じています。

そこで、新たに策定された各種上位計画に即し、社会経済状況の変化を的確に受け止め、将来の新たなまちづくりの方向を明らかにするため都市計画マスタープランを改定しました。

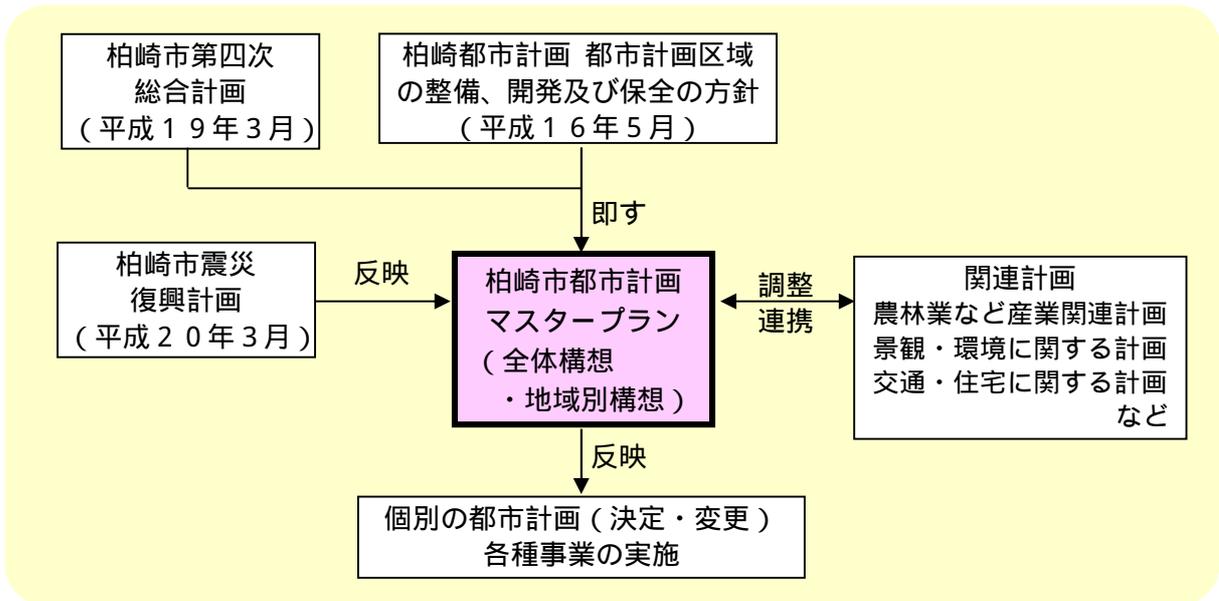


中心市街地付近(平成20年8月)

2 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置づけられているものであり、柏崎市が定める都市計画の根拠となります。

その策定にあたっては、地方自治法に基づく総合計画、都市計画法に基づく整備、開発及び保全の方針等、上位計画に即したものである必要があります。



3 目標年次

都市計画マスタープランは、概ね20年後の都市像を描き、土地利用や都市施設等に関する方針を定めるものとして、平成40年を目標年次、平成30年を中間年次とします。

第2章

今後のまちづくりの方向と 都市の現状・課題

- 1.まちづくりの基本理念
- 2.将来人口の設定
- 3.都市の現状と課題

1 まちづくりの基本理念

都市計画マスタープランでは基本理念を次のように設定します。

自然と街並みが調和する 美しいまち 柏崎

42 kmにおよぶ長く変化に富んだ海岸線。

米山・黒姫山・八石山をはじめとする緑豊かな山々と農地。

柏崎の雄大な自然はすべての人々に感動と癒し、そして恵みを与えてくれます。

時を超えて受け継がれてきた営みにより形成された街並みと、これから築こうとする新しい街並み。

これらを調和させることによって、柏崎をさらに魅力ある美しいまちとして発展させていきます。

2 将来人口の設定

都市計画マスタープランの策定にあたっては、上位計画である柏崎市第四次総合計画との整合性を確保することが必要です。

柏崎市第四次総合計画は平成19年3月に策定され、平成28年を目標年次として将来人口を推計していますが、本計画は策定時から概ね20年後の平成40年を目標年次、平成30年を中間年次としています。

そのため、柏崎市第四次総合計画の平成28年の将来人口を踏襲しつつ、平成30年および平成40年の将来人口を推計・設定します。

また、行政区域内の地域区別の将来人口は、総合計画が目指す「集約型土地利用によるコンパクトシティの形成」を踏まえて、都市全体では人口減少が進む中で、現行用途地域内で一定の人口集積を確保していくものとします。

(人)

		平成7年	平成12年	平成17年	平成30年	平成40年
実数	行政区域内	101,427	97,896	94,648	89,000	85,000
	都市計画区域内	74,118	72,919	72,028	71,000	70,000
	用途地域内	42,977	39,826	39,523	40,000	40,000
	用途地域外	31,141	33,093	32,505	31,000	30,000
	都市計画区域外	27,309	24,977	22,620	18,000	15,000
構成比	行政区域内	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	都市計画区域内	73.1%	74.5%	76.1%	79.8%	82.4%
	用途地域内	42.4%	40.7%	41.8%	44.9%	47.1%
	用途地域外	30.7%	33.8%	34.3%	34.9%	35.3%
	都市計画区域外	26.9%	25.5%	23.9%	20.2%	17.6%

3 都市の現状と課題

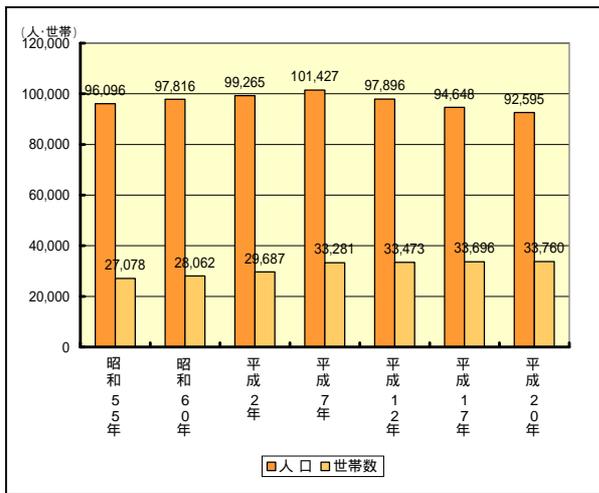
3-1.都市の現状

(1) 人口

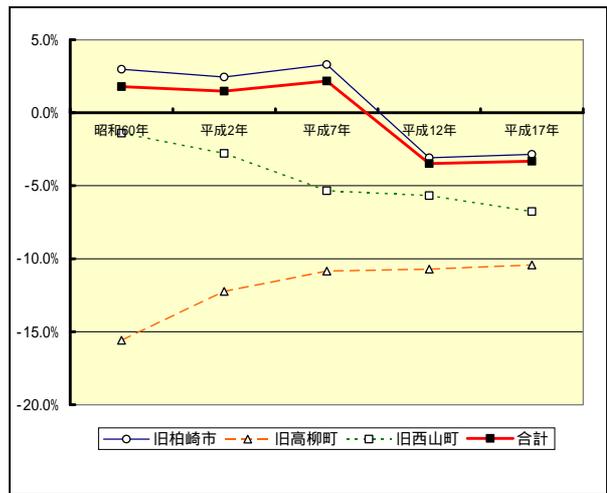
平成7年の101,427人(国勢調査)をピークに減少が続き、平成20年は92,595人(住民基本台帳)と8,832人も減少しています。旧市町で見ると、旧高柳町の減少率が高く、旧柏崎市は平成12年～17年で漸増となっています。また、都市計画の区域別に見ると、用途地域内は平成12年以降減少が続き、用途地域外は平成17年に一旦人口減少となりましたが、その後は漸増傾向に転じており、用途地域に隣接する用途地域外で増加が顕著です。

人口が減少している一方で、世帯数は増加しており、1世帯あたり人員の低下が顕著です。人口流動を見ると、通勤・通学人口とも流入超過が続いていますが、徐々に昼夜間人口比率が低下しています。

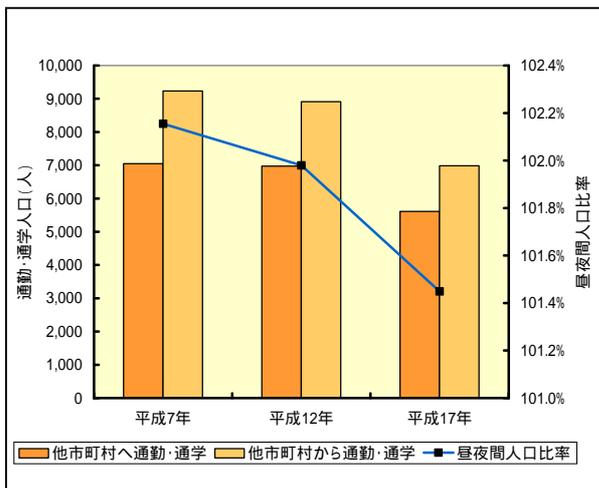
人口・世帯数



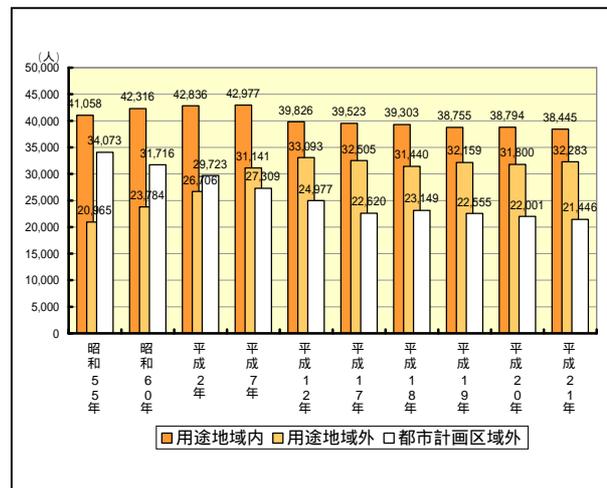
旧市町別人口増減率



人口流動



都市計画区分別人口推移



(2) 土地利用

用途地域内は、中心市街地や国道8号沿道に商業施設が立地し、大規模工場や工業団地による工業用地が東側に点在しています。その他は住宅地が広がっています。

用途地域外は、鯖石川、鶴川沿いにまとまった水田が広がり、その周辺に集落地が点在しています。2つの河川に挟まれたエリアは開発行為等による住宅団地やミニ開発が多く見られ、用途地域内と変わらない連担した市街地が形成されています。その南側には大学や工業団地が点在しています。



市街地の状況（国土交通省長岡国道事務所提供）

(3) 交通

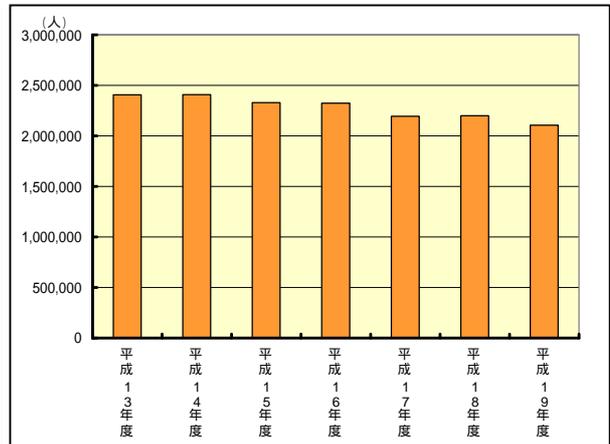
市内には鉄道が2路線、15駅が設置されており、東柏崎駅を除いて平成12年度以降、乗車客数は減少傾向が続いています。鉄道同様、バス乗客数も平成14年度以降減少傾向が続いています。

都市計画区域内には国道8号を始め国道が6路線、これを補完するように県道が38路線通っており、市街地内交通と通過交通が混在する国道8号が混雑していることから、南側に国道8号柏崎バイパスを整備中です。

主要鉄道駅の乗車客数

	柏崎	安田	越後広田	米山	東柏崎	西山
平成13年度	814,720	133,000	28,500	30,200	51,000	36,100
平成14年度	780,317	123,800	22,700	29,000	45,100	28,700
平成15年度	782,193	115,200	24,000	28,200	45,100	26,400
平成16年度	768,487	124,000	20,500	14,700	49,800	20,500
平成17年度	773,131	120,100	20,800	12,700	54,000	19,600
平成18年度	770,285	121,000	24,200	14,400	55,000	18,800
平成19年度	739,855	112,420	-	-	-	-

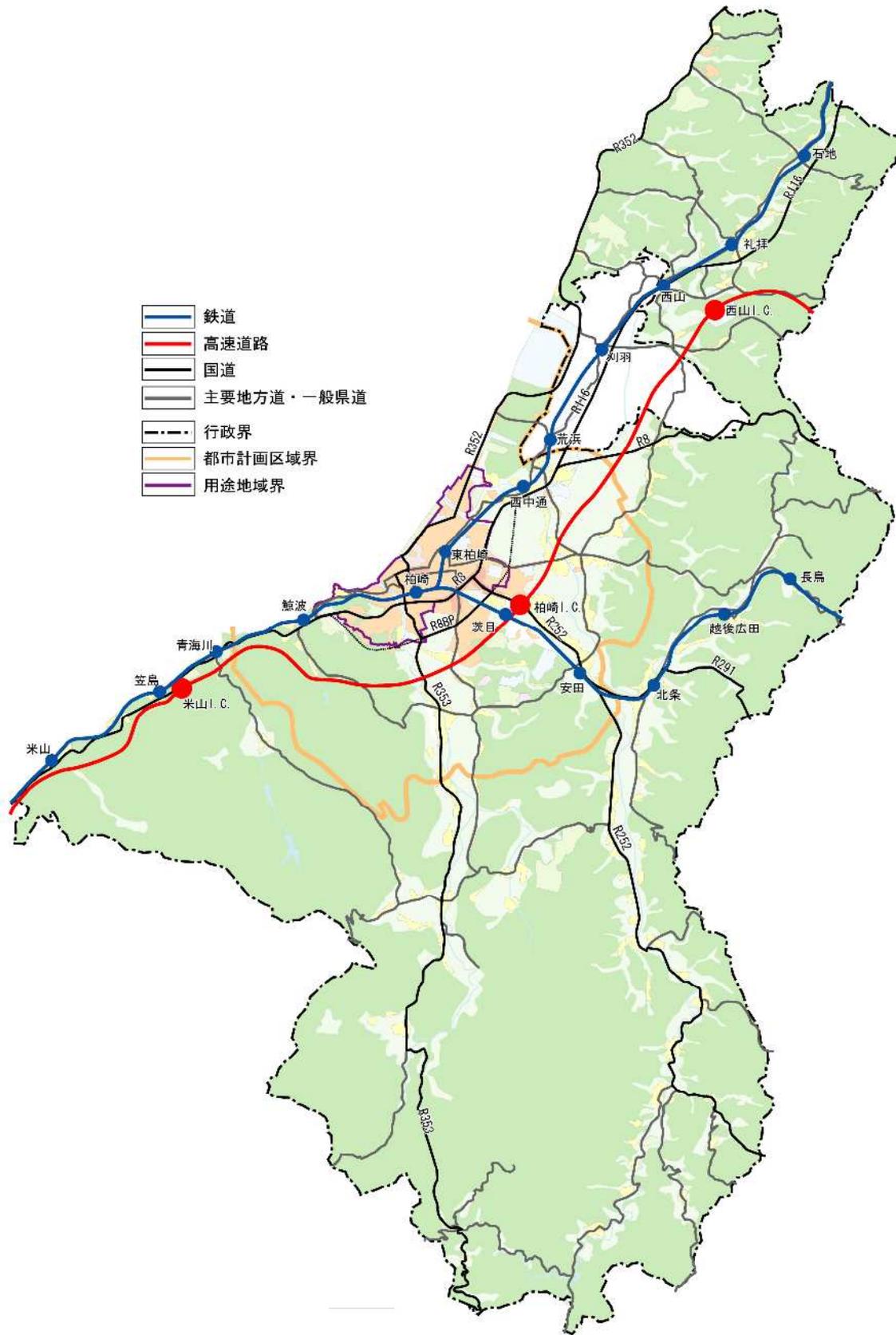
バス乗客数



混雑する国道8号



整備が進む国道8号柏崎バイパス

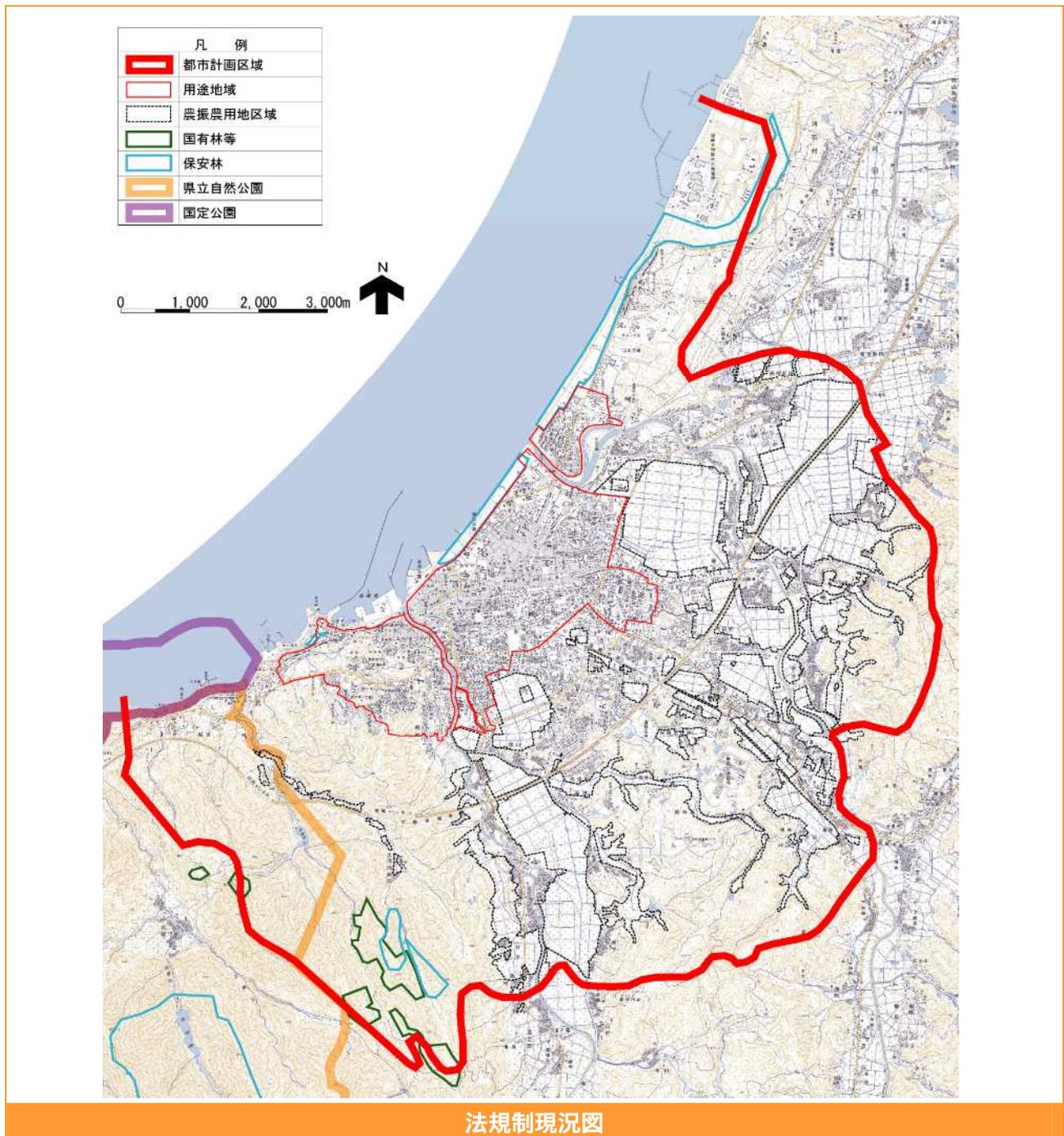


鉄道・道路網現況図

(4) 法規制

都市計画区域は旧柏崎市市街地を中心に 8,816ha が指定されており、旧高柳町及び旧西山町は全域都市計画区域外となっています。そのうち用途地域は市街地部の 1,123ha に指定され、7,693ha は都市計画区域内の用途地域の指定がない区域（以下「白地地域」という。）となっています。

鯖石川及び鶴川が流れる平坦部の水田は、広く農業振興地域農用地区域に指定されています。米山付近は県立自然公園区域に、海岸部は国定公園区域に指定されています。市街地に隣接して、海岸沿いには保安林が指定され、緑の帯を形成しています。

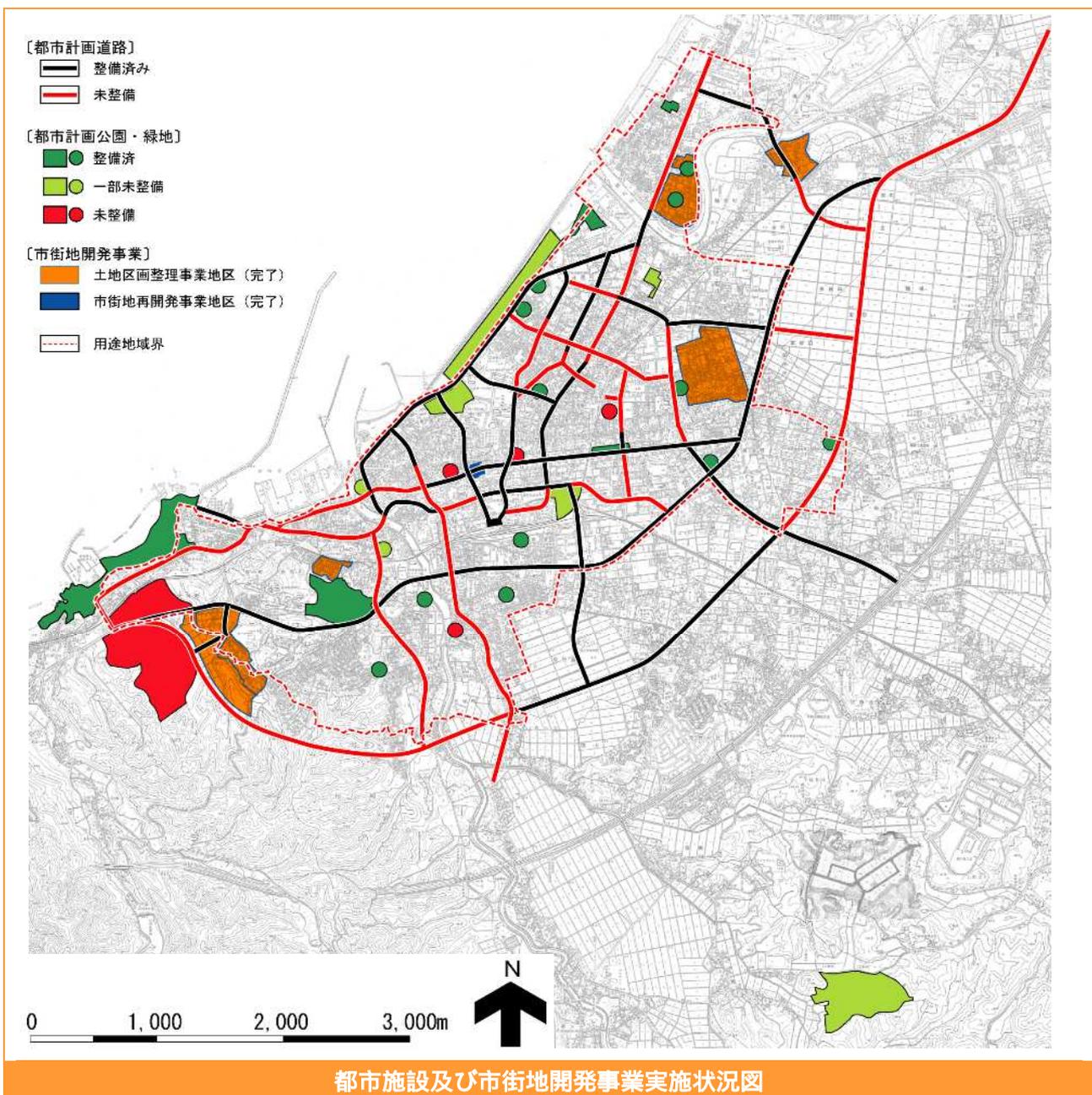


(5) 都市施設等

都市計画道路は 26 路線が決定されていますが、改良率は 55%にとどまっており、昭和 30 年代に決定された路線の中には、道路構造や現況土地利用上、整備が困難な路線もあります。都市計画公園は 29 箇所が決定されていますが、5 箇所が未整備となっています。都市計画公園の他に大規模な都市公園も用途地域周辺部に 3 箇所整備されており、都市公園整備水準は高くなっています。

公共下水道は用途地域内にとどまらず用途地域外でも整備されており、農業集落排水とあわせると都市計画区域内の大部分は整備が完了しました。

土地区画整理事業は 6 地区で施行され、中心部では市街地再開発事業が実施されました。また、平成 21 年から柏崎駅前土地区画整理事業が実施されています。



3-2.都市の課題

(1) 都市計画区域外における適切な土地利用の誘導

現在の柏崎都市計画区域(8,816ha)は、昭和15年に指定されて以降、数度の区域変更はあるものの、行政区域面積(44,270ha)の約2割となっており、都市計画区域外が大きな割合を占めています。

広大な都市計画区域外の中で、国道116号により柏崎都市計画区域と連続している刈羽村及び旧西山町の別山川流域の平野部は、地形や交通条件から都市計画区域と同程度の開発可能性を有しているため、広域的な視点から適切な土地利用の誘導が必要です。

海水浴が盛んな旧西山町の日本海沿岸においては、不良小規模開発が発生しており、良好な環境や景観を損なうことのないよう土地利用の誘導を行うとともに、適切な道路に敷地が接道するなど安全性が確保された都市環境の誘導が必要です。

(2) 用途地域内への都市機能の集約

都市全体として人口が減少する中で集約型都市構造を実現していくためには、市街地形成を図る用途地域内に都市機能を集約することが必要です。また、用途地域内で良好な都市環境を形成していくためにも、現存する山林等の自然的土地利用を保全していくことが必要です。

中心市街地は震災により大きな災害を受けましたが、その復興と再生に向けて、柏崎駅周辺の大規模未利用地を活用した都市機能の更新・集約が進みつつあります。今後の人口減少傾向を考えると、都市活動の中心として求心性をさらに高め、多くの人が住み、訪れ、賑わうような都市機能の集約が必要です。

(3) 白地地域の市街化抑制と適切な土地利用の誘導

本市の白地地域は、農用地区域を除く大部分の白地地域で下水道が整備されており、用途地域内と同程度の生活環境が確保されていること、用途地域内と比べて地価が安いという土地利用規制が弱いことなどから、用途地域内より人口増加が顕著で拡散した市街地が形成されてきました。

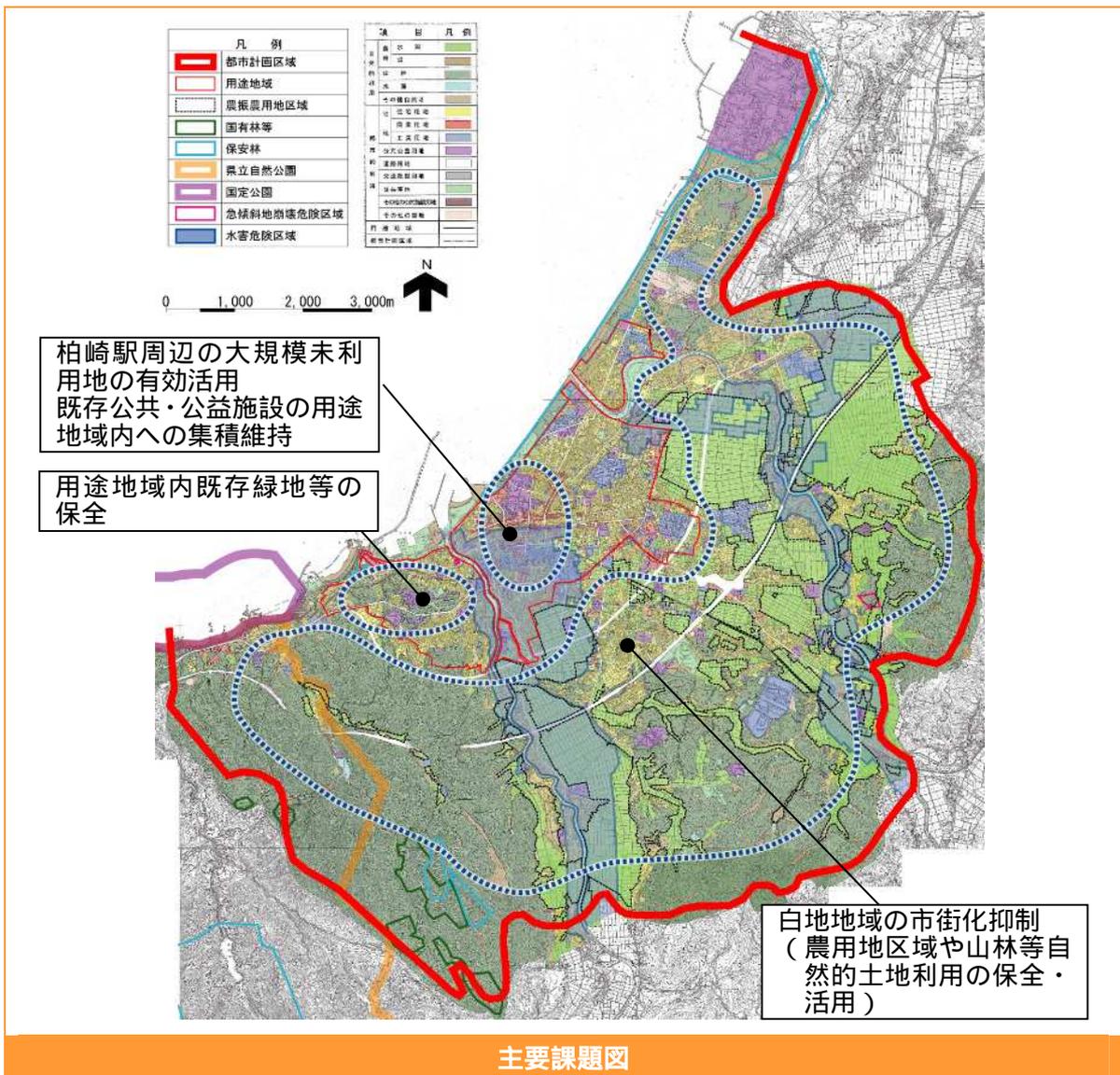
今後、都市全体の人口減少傾向が続く中で、適切な市民サービスや生活基盤施設水準を維持していくためには、集約型土地利用を実現していくことが必要であり、白地地域は市街化を抑制するとともに、用途地域内や核となる集落等への居住・生活サービス施設等の集約を誘導することが必要です。あわせて、農地や山林といった自然的土地利用を都市的土地利用へ転換することを抑制し、また既存住宅地や集落地では現存する自然的環境を活かした居住環境の保全向上を進めることが必要です。

(4) 効率的かつ効果的な基盤整備の推進

本市が目指すコンパクトシティは、市全体として人口が減少するなかで用途地域内、用途地域外及び都市計画区域外の主要集落に一定の人口や生活利便施設の集積を図ることとしています。しかし、現在のような漫然と市街地が拡散している状況では、必要な都市基盤整備及び維持管理、市民サービスに係る費用が増加し、その結果、適切なサービス水準の確保が困難になることが想定されます。

このような観点から、現在の都市計画マスタープランで位置づけられている道路で、用途地域外に位置する計画路線などは、広域及び市内交通の円滑な流動や、災害時の避難路や緊急輸送路を確保する上で支障がなければ、見直しを行うことが必要です。また、都市計画道路であっても長期未着手の路線については、将来土地利用や道路の役割・位置づけなどの観点から見直しを行うことも必要です。

同様に、人口規模に応じて計画されてきた都市公園についても、誘致距離圏や担うべき機能(環境・レクリエーション・防災・景観)等を考慮して見直しを行うことが必要です。



第3章

全体構想

- 1.まちづくりの基本方針
- 2.将来都市構造
- 3.土地利用構想
- 4.交通ネットワーク構想
- 5.公園・緑地整備構想
- 6.都市環境整備構想

1 まちづくりの基本方針

まちづくりの基本理念と課題を踏まえ、まちづくりの基本方針として次の7項目を設定します。



集約型都市構造の実現

- 人口減少社会を迎えるなかで将来にわたり持続的に発展していくため、市街地の拡散を抑制するとともに、都市機能の適正な配置と充実による核を育成し、公共交通ネットワークの構築により、誰もが便利で快適に活動できる都市構造の実現を推進します。

魅力とにぎわいある中心市街地の形成

- 豊かな市民生活を支え、柏崎を訪れる人々をもてなし、多様な交流を促進するため、広域的な都市機能の充実を図るとともに、市の玄関口にふさわしい景観形成や歩いて楽しいまちづくりを推進します。

誰もが暮らしやすいまちづくり

- 少子高齢化が進展する中で、豊かな地域コミュニティを育み誰もが安心して生活できる環境を創出するとともに、公共交通ネットワークの構築により、誰もが気軽にまちなかを移動できる環境を有したユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

ものづくりと技術の産業都市づくり

- 都市活力の維持・向上を図るため、良好な操業環境の確保を行うとともに、産学連携の推進などによる新たな産業創造とそれを的確に受け止める環境を有したまちづくりを推進します。

自然と文化が息づく潤いのまちづくり

- 海・山・田園といった豊かで個性的な自然資源や北国街道により発展した地域固有の歴史・文化を次世代に継承し、これらを活かした様々な交流を促進することにより賑わいを醸成するまちづくりを推進します。

災害に強い安全安心のまちづくり

- 市街地を挟むように流れる鯖石川と鶴川は大雨により幾度となく氾濫し、中越沖地震では急傾斜地の崩壊などにより大きな被害をもたらしました。これらの教訓を生かして、災害に強い安全安心のまちづくりを推進します。

低炭素型都市づくりの推進

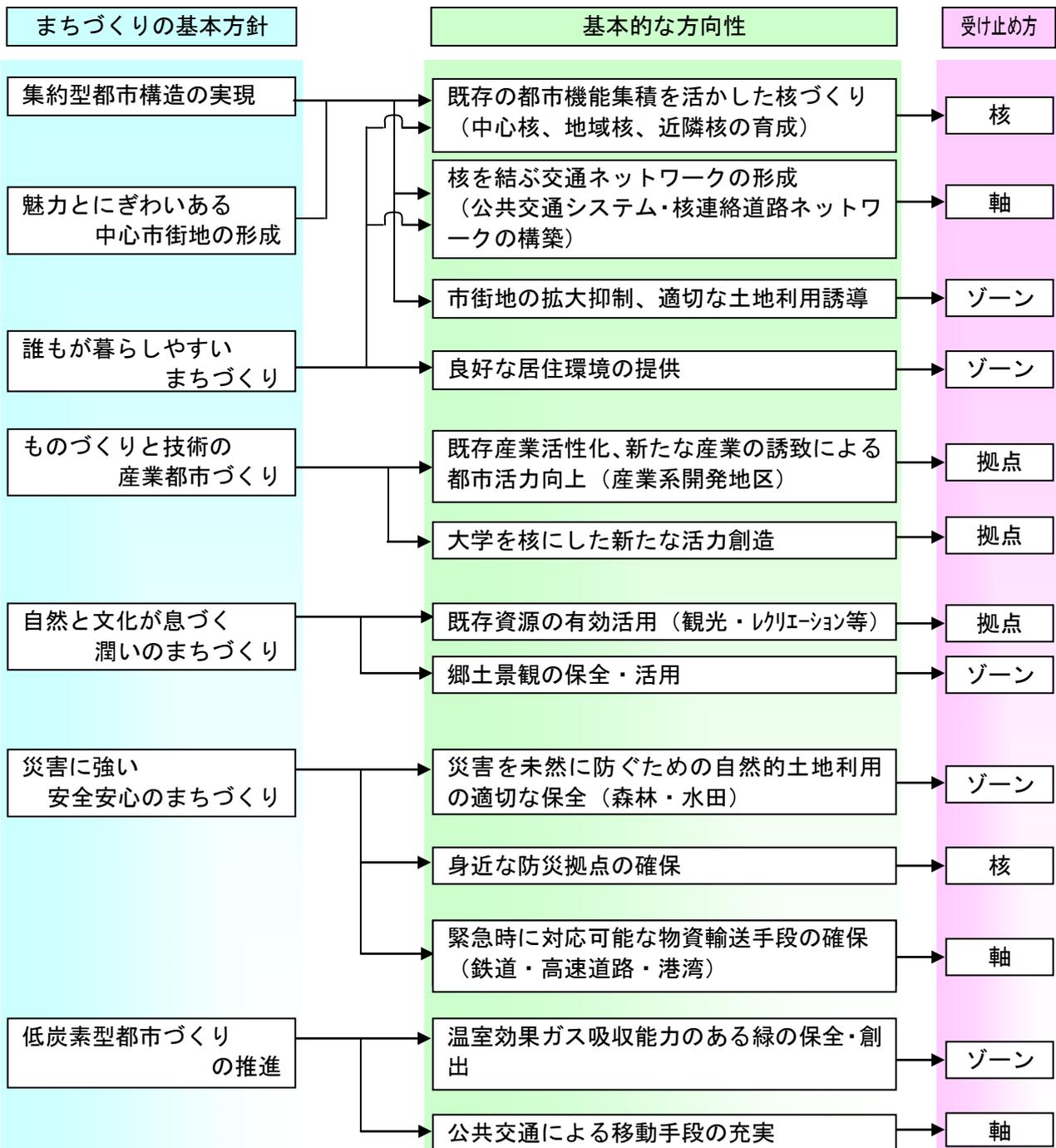
- 地球温暖化の抑制に寄与し、次世代に安心して生活できる都市環境を引き継ぐため、山林や田園を適切に保全し、既存資源・資産を有効に活用した低炭素型都市づくりを推進します。

2 将来都市構造

2-1. 基本的な考え方

(1) まちづくりの基本方針の受け止め方

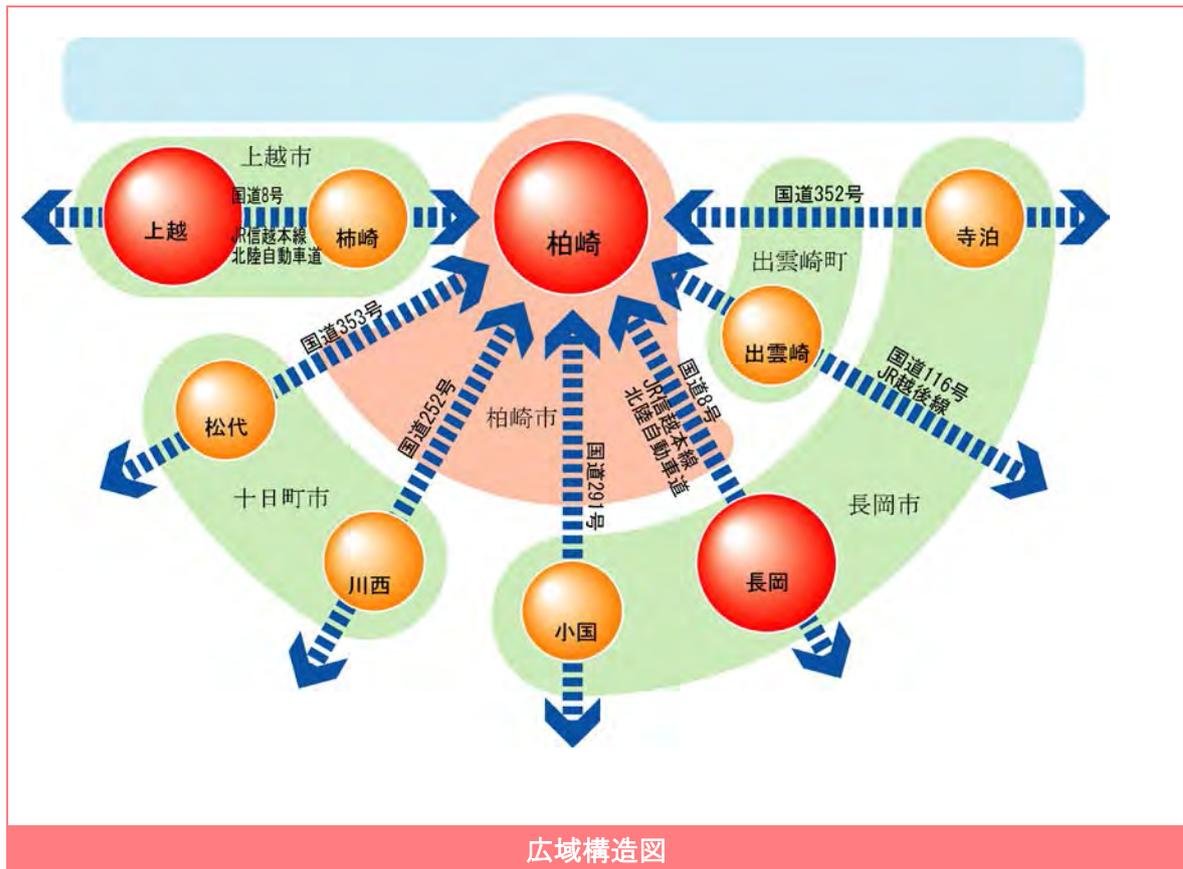
基本方針及び都市計画の課題を、将来都市構造では以下のように受け止めます。



(2) 広域構造の捉え方

現在、本市と周辺都市とのネットワークは、市中心部から放射状に伸びる国道を中心に行われており、都市間連携の役割を担っています。

平成の大合併により、本市に隣接する都市数は大幅に減少し、隣接都市によっては複数の国道と結ばれる場合もありますが、隣接都市内の拠点との連携やより広域的な連携を視野に入れ、広域構造を捉えていきます。



2-2. 将来都市構造の設定

先の基本的な考え方を踏まえ、「核と拠点・軸・ゾーン」の大きく3つの構成により将来都市構造を設定します。

(1) 核と拠点

柏崎市第四次総合計画での考え方を踏まえ、市民の生活を支える都市機能とともに防災拠点機能を有する“核”を、都市レベルの機能や地域コミュニティ醸成など機能の集積状況から、3つに区分します。

中心核

- 行政・業務・商業・福祉・文化機能など都市全体を対象とした広域的な機能が集積するとともに、街なか居住を積極的に推進しコンパクトな都市づくりを先導する核として、柏崎駅や市役所などを含む中央部地域の中心的な市街地を位置づけます。

地域核

- 行政・商業・福祉・義務教育・コミュニティ機能などの一定の地域をカバーする機能が配置され、ある程度まとまった居住機能を持った核として、6つの地域核を位置づけます。

近隣核

- 生活サービス・コミュニティ・義務教育機能など身近な生活関連施設が立地し、複数の集落の生活の中心地として、主な集落を位置づけます。

拠点

- 既存の工業団地、大学、海浜・山間レクリエーション施設など都市の活力を創造する特色ある機能が集積している地区を“拠点”として位置づけ、各機能の維持・充実と拠点間、核との連携などにより積極的な活用を図ります。

(2) 軸

広域交通軸

- 災害時の物資輸送や県外を中心とした広域交流を促進する軸として、鉄道、高速道路を位置づけます。

都市間・核連携軸

- 隣接都市との日常的な交流を促し、都市レベルの機能が集積する中心核と地域・近隣核を連絡し、また公共交通による連携を強化することにより都市内活動を支える軸として、中心核から

放射状に伸びる国道を位置づけます。

核 連 携 軸

- 都市間・核連携軸上に位置しない地域核や、市街地中心核から放射状に伸びる国道間を連絡する県道を核連携軸として位置づけ、公共交通による連携をおこなう軸としても位置づけます。

(3) ゾーン

市内を大きく4つのゾーンに区分します。

市 街 地 ゾ ー ン

- 用途地域内及び用途地域と都市的土地利用が連担する白地地域を市街地ゾーンと位置づけ、適切な土地利用の誘導と市街地環境の維持・改善を図ります。

田 園 ・ 集 落 ゾ ー ン

- 市街地の拡大を抑制するとともに、単に農業生産活動の場としてだけでなく、水田の持つ保水機能を維持し、市街地の防災性確保のため、現在の土地利用の維持を図ります。
- 集落地では、居住環境の改善などにより地域コミュニティ維持のための定住環境向上を図ります。

緑 地 環 境 保 全 ゾ ー ン

- 環境に配慮した都市づくりを推進するとともに、自然災害を抑制する保水機能と都市活動を支える水源涵養機能の維持、下流部への土砂流出の防止などのために緑を保全し、また身近なレクリエーションの場として活用を図ります。

海 洋 レ ク リ エ ー シ ョ ン ゾ ー ン

- 海水浴場や釣りなどのレクリエーションの場として、後背の市街地ゾーンや緑地環境保全ゾーンとの連携を図りながら交流空間の充実を図ります。
- 優れた景観と環境を保全するため、無秩序な土地利用が進展しないよう、適切な土地利用を図ります。



3 土地利用構想

3-1.基本方針

(1) 集約型都市づくりに向けた土地利用の配置

- 商業・業務・行政・文化・医療・福祉といった市民生活に欠かせない多様な都市機能を集約し、それによる生活利便性を享受できるまちなか居住機能が充実した都市の中心となる市街地を形成します。

(2) 市街地拡散の抑制

- 人口減少時代に対応した都市構造を実現するため、これ以上の住宅系市街地の拡大を抑制し、現在の用途地域やその周辺の既存開発地を基本にした土地利用配置を行います。

(3) 自然環境の保全

- 鯖石川、鶴川の氾濫を未然に防止し、安全で安心な市街地環境を形成するため、市街地周辺に広がる緑地、河川沿いに広がる水田を中心とする農地を保全します。

3-2.土地利用配置方針

(1) 複合市街地

- 柏崎市の顔として、行政・文化機能を中心に都市レベルの機能集積が見られる柏崎駅から市役所周辺のエリアを位置づけます。
- 柏崎駅周辺における都市機能の更新・充実、えんま通りの復興などを推進し、柏崎の中心核にふさわしい都市機能集積の維持・増進を図ります。
- 多様な都市機能の集積による生活利便性を維持し、市街地の賑わいを創り出す居住人口を確保するため、まちなか居住を積極的に推進するとともに、歩いて生活できるよう歩行環境の充実を図ります。



(2) 一般市街地

- 中・低層住宅地を中心に居住者の生活や一定の都市活動を支える商業・サービス施設が立地する市街地として、現在の用途地域内を中心に位置づけます。
- 日常生活の利便性を享受できる市街地として、複合市街地とともに集約型都市構造の実現に向けて、現在の人口集積を維持し、より魅力ある生活環境を形成するため、生活道路の改善やコミュニティを培う公園・広場空間等の維持・充実を図ります。
- 東柏崎駅周辺では古くから飲食・宿泊・娯楽機能が広く点在していることから、居住機能との共生を図ります。



(3) 住宅市街地

- 住宅地に特化した住居専用系の用途地域、用途地域縁辺部に展開している土地区画整理事業や開発行為などで計画的に整備された住宅地を位置づけます。
- 戸建て住宅を中心としてゆとりある空間が形成されており、引き続き良好な住環境の維持を行うとともに、周辺における生活サービス施設の立地を踏まえながら、必要に応じて生活サービス施設の適正な立地を誘導します。



(4) 緑住市街地

- 住居専用系用途地域の指定が行われていますが自然的土地利用が行われている大洲・鯨波地域の丘陵地を位置づけます。
- 地形条件や都市計画公園の指定などにより市街地近傍にもかかわらずまとまった緑地が残されていることから、将来、都市的土地利用を行うにあたっては戸建て住宅を中心として、緑豊かでゆとりがあり、周辺市街地からの眺望を阻害しないよう景観にも配慮した空間づくりを誘導します。



(国土交通省長岡国道事務所提供)

(5) 都市・田園調和型市街地

- 白地地域において無秩序に様々な施設が立地し、農地と都市的土地利用が混在している市街地を位置づけます。
- 都市と自然の双方が良好な環境を確保できるよう、無秩序な市街地拡散を抑制するとともに、双方の一定のまとまりある土地利用を誘導し、安全で安心して活動ができる都市基盤の充実を図ります。



(国土交通省長岡国道事務所提供)

(6) 近郊集落地

- 主に農業生産活動の中心として白地地域に形成された集落地を位置づけます。
- 地域核や近隣核を中心に、コミュニティ形成に必要な一定の人口を維持するため、田園環境と調和したゆとりある居住機能の維持を図ります。



(国土交通省長岡国道事務所提供)

(7) 沿道型サービス地

- 国道8号及び国道252号沿道に展開している自動車利用を前提とした商業・業務系施設の集積地を位置づけます。
- 複合市街地への各種都市機能の集積と調整を図りながら、無秩序な施設立地が進展しないよう、特に用途地域外においては、沿道景観に配慮した適切な立地を誘導します。



(8) 産業施設地

- 都市の活力を維持、さらに増進させるため、既存の工業団地や工場集積地等を位置づけます。
- 用途地域内では居住環境への配慮、用途地域外では集落環境や営農環境への配慮を引き続きおこないながら、施設の更新とあわせてさらに産業立地を誘導します。



(9) 公共・公益施設地

- 教育施設や文化施設等が集積して一定のまとまりが確保されている地区や、大学キャンパスを位置づけ、既存機能の維持・充実を図ります。



(10) レクリエーション施設地

- みなとまち海浜公園、佐藤池運動広場といった多くの人が利用するレクリエーション機能を持つ公園や、特徴的なレクリエーション機能を有する柏崎港西側のマリーナ、番神や鯨波の海水浴場などを位置づけ、多様な交流が展開される場の一つとして、機能の維持・充実を図ります。



(11) 農地

- 主に用途地域外に広がる農用地区域に指定されている農地を中心に位置づけ、農業生産活動の場に留まらず、大雨時の洪水調整機能や緑豊かな田園景観を創出する空間として、今後とも機能の維持・充実を図ります。
- 今後整備が進む国道8号柏崎バイパス沿道については、沿道土地利用を適切に抑制し、現在の農地の持つ機能の保全を図ります。



(12) 公園・緑地

- 市街地内や隣接地にあり身近な憩いの場である大規模な都市公園、日本海沿いの緑の帯である保安林、国定公園及び県立自然公園など、市街地を取り囲む緑地を位置づけます。
- 農地同様、市街地拡大を抑制し、水源涵養や森林の持つ保水能力を維持し、市街地の安全性や安心して生活できる環境を確保する観点から、今後とも機能の維持・充実を図ります。

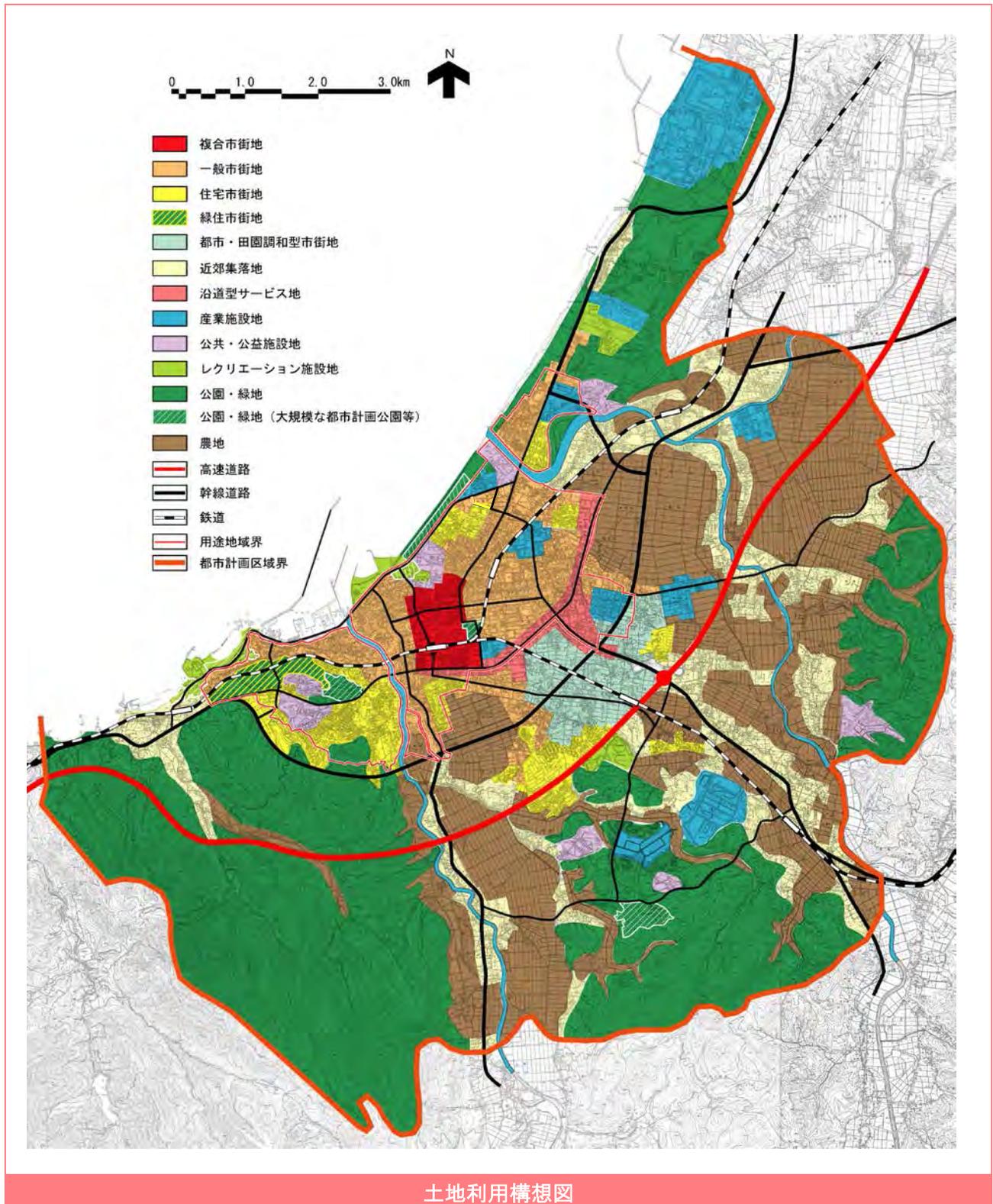
3-3.構想実現のための方針

(1) 土地利用を誘導する制度の活用

- 用途地域内では、柏崎駅前の日石跡地の整備など、土地利用転換にあわせた適切な都市機能の誘導を図るため、用途地域の変更や地区計画制度の活用を検討します。
- 用途地域外白地地域において開発行為などで整備された住宅団地では、日常生活に支障をきたさないよう生活利便性を確保していくため、用途地域編入や地区計画制度の活用など、適切な都市機能の誘導方策を検討します。
- 新赤坂町などで土地区画整理事業により整備されたにもかかわらず、用途地域外白地地域となっている区域については、土地利用計画を担保し住宅地としての良好な環境を保全するため、住居系用途地域への編入を検討します。

(2) 多様な制度との連携

- コンパクトな市街地形成や都市環境保全などの観点から、農地や森林の保全に向けて、農業振興地域整備計画、地域森林計画、緑地保全に係る制度など、都市計画以外の制度との連携を図ります。



4 交通ネットワーク構想

4-1.基本方針

(1) 柏崎の活力と安全を支える広域的な交通ネットワークの構築

- 広域的な交流や災害時の活動を支えるため、周辺都市との広域的な交通ネットワークを確保するとともに、利便性の向上を図ります。

(2) 市民生活を支え環境にも優しい交通ネットワークの構築

- 市民生活の中心となる核や、都市活力などを創造する拠点を有機的に連絡する交通ネットワークの構築を図ります。

(3) 人・自転車に優しい交通環境の構築

- 都市機能が集積し多くの人々が居住・活動する中心核を始めとして、人や自転車が安全で安心して移動できる市街地環境の構築を図ります。
- ユニバーサルデザインのまちづくりにより、誰もが移動に支障を感じる事のない交通環境の構築を図ります。



柏崎駅前自転車駐車場

4-2.公共交通ネットワーク

柏崎市地域公共交通総合連携計画（平成21年3月：柏崎市）では、「誰もが公共交通を利用して気軽に移動できるまち・柏崎」を目標像としており、これを踏まえて、次のような考え方でネットワークづくりを推進します。

(1) 鉄道及び幹線バスの利便性改善

- 広域からのアクセス性を高めるため、柏崎駅に停車する列車と長岡駅・（仮称）上越駅における新幹線との接続確保を図ります。
- 市内や隣接市町村等との移動の利便性を確保するため、普通列車や中心市街地と各地域を結ぶ幹線バスの本数・路線等の改善を図ります。



柏崎駅

● 鉄道利用の利便性向上を図るため、駅利用状況や周辺の市街化状況などを勘案しながら、駅へのアクセス道路や駐車・駐輪施設等の充実を図ります。特に、公共交通機関の結節点としてターミナル機能を有する柏崎駅では、南口駅前広場を拡充、南口から駅改札口へのアクセス改善、公共交通利用者のためのパークアンドライド駐車場の整備を検討します。



市街地循環バス「かざぐるま」

(2) 柏崎駅を中心とした公共交通ネットワークの構築

- 柏崎駅を中心として需要に応じた効率的な運行システムを構築するため、バス路線を幹線と支線に区分するとともに、支線では多様な輸送手段を導入し、地域の実情に応じた柔軟で効果的なネットワークの構築を図ります。
- 市街地及びその周辺で既存公共交通機関のネットワークが不十分な地域では、デマンドバスなど新たな公共交通システムの導入を検討し、利便性の向上を図ります。

(3) 誰もが気軽に安心して移動できる中心核の交通環境づくり

- 公共交通結節点である柏崎駅を中心に、利用頻度が高い公共施設や医療施設等へのアクセスを向上させるなど、誰もが気軽に移動でき安心感を与える公共交通ネットワークの構築を図ります。
- 郊外から自動車で中心核にアクセスする場合の駐車場を柏崎駅周辺に計画し、中心核内での公共交通機関の利用増進と歩行環境の充実を図ります。

4-3.道路ネットワーク

(1) 広域へのアクセスと市街地内の交通流動を円滑にする 広域幹線道路網の構築

- 周辺都市との交流や災害時の連携、市内中心核とその他の核との連携、さらに通過交通を排除し市街地内の円滑な交通を確保することにより環境負荷の低減を図るため、市街地から放射状に伸びる広域幹線道路網の構築を目指します。

対象路線

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| ● 都) 諏訪町松波町線〔国道352号〕(一部) | ● 都) 長浜田尻線〔国道252号〕(一部) |
| ● 都) 長崎鯨波線〔国道8号柏崎バイパス〕 | ● 都) 栄田松波町線 |
| ● 都) 新橋下方線〔国道353号〕(一部) | |
| ● 国道8号(一部) | ● 国道116号(一部) |
| ● 国道252号(一部) | ● 国道353号(一部) |
| ● 国道291号(一部) | ● 国道352号(一部) |

※都)：都市計画道路

(2) 中心核や拠点と広域幹線道路を結ぶ都市内幹線道路の配置

- 広域幹線道路から柏崎駅など中心核へのアクセスを始めとして、主に国道8号柏崎バイパス北側に展開する市街地を支えるよう都市内幹線道路を配置し、その整備に努めます。

対象路線

- ・ 都) 長浜田尻線〔国道252号〕(一部)
- ・ 都) 北半田中浜線(一部)
- ・ 都) 諏訪町松波町線〔国道352号、県道黒部柏崎線、県道東柏崎停車場線〕(一部)
- ・ 都) 新橋海岸線〔国道352号〕
- ・ 都) 柏崎駅海岸線〔国道352号、主要地方道柏崎駅停車場線〕
- ・ 都) 日吉町北園町線
- ・ 都) 錦町枇杷島線(一部)
- ・ 国道352号(一部)
- ・ 主要地方道柏崎小国線(一部)
- ・ 市道柏崎13-2号線
- ・ 都) 長浜東の輪線〔県道野田西本線〕(一部)
- ・ 都) 東原町鯨波線〔国道8号〕
- ・ 都) 新橋下方線〔国道352号、国道353号〕(一部)
- ・ 都) 本町海岸線〔国道352号〕(一部)
- ・ 都) 赤坂山鯨波線
- ・ 主要地方道鯨波宮川線(一部)
- ・ 市道柏崎7-20号線
- ・ 臨港道路(一部)

※都)：都市計画道路

- 市街地南側では、国道8号から北陸自動車道の間広がる市街地から柏崎駅方面へアクセスする交通を受け持つ路線、大学や工業団地などの拠点が集積している田尻地域と広域幹線道路を結ぶ路線を都市内幹線道路として配置し、その整備に努めます。

主な対象路線

- ・ 主要地方道鯨波宮川線(一部)
- ・ 市道柏崎7-1号線
- ・ 市道柏崎9-1号線(一部)
- ・ 市道柏崎9-7号線

(3) 市街地内の活動を支え、核や拠点の連絡を確保する 補助幹線道路の配置

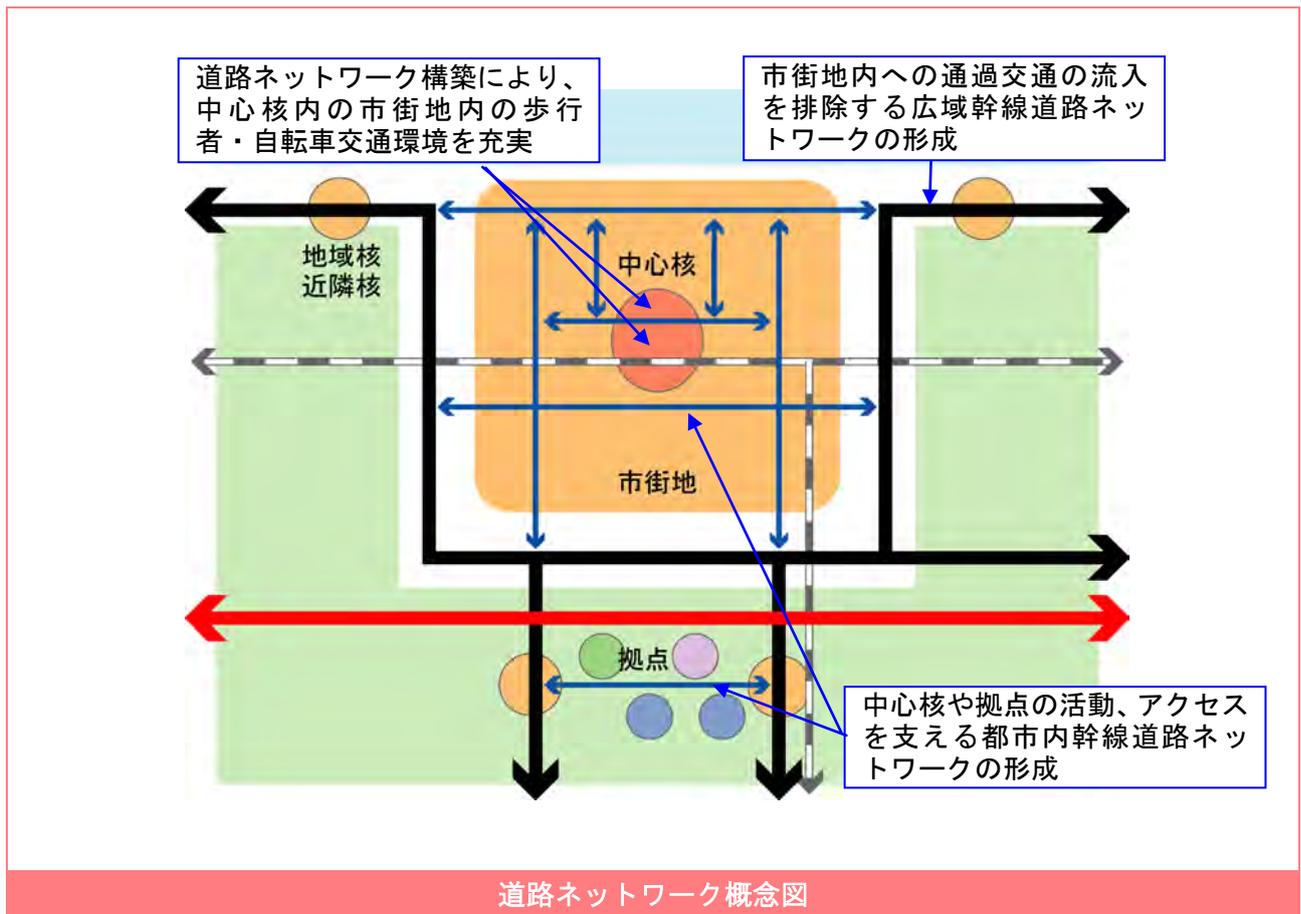
- 国道8号柏崎バイパス以北の市街地内において、比較的密度の高い土地利用を支え都市活動を円滑に行えるよう、都市内幹線道路を補完することを目的とした補助幹線道路を適宜配置し、その整備に努めます。
- 国道8号柏崎バイパス以南では、主に集落間を連絡するよう補助幹線道路を配置し、その整備に努めます。

(4) 歩行者・自転車交通環境の充実

- 道路ネットワーク構築により通過交通の流入が排除される中心核内では、歩行者や自転車が安心して安全に移動できる道路空間の構築を図ります。
- 特に、多様な機能が集積し、多くの居住者、就業者、来訪者が活動する中心核では、歩行空間の拡充、駅南北移動の改善に向けた新たな南北通路を整備し、人・自転車に優しいまちづくりを目指します。



スクランブル交差点



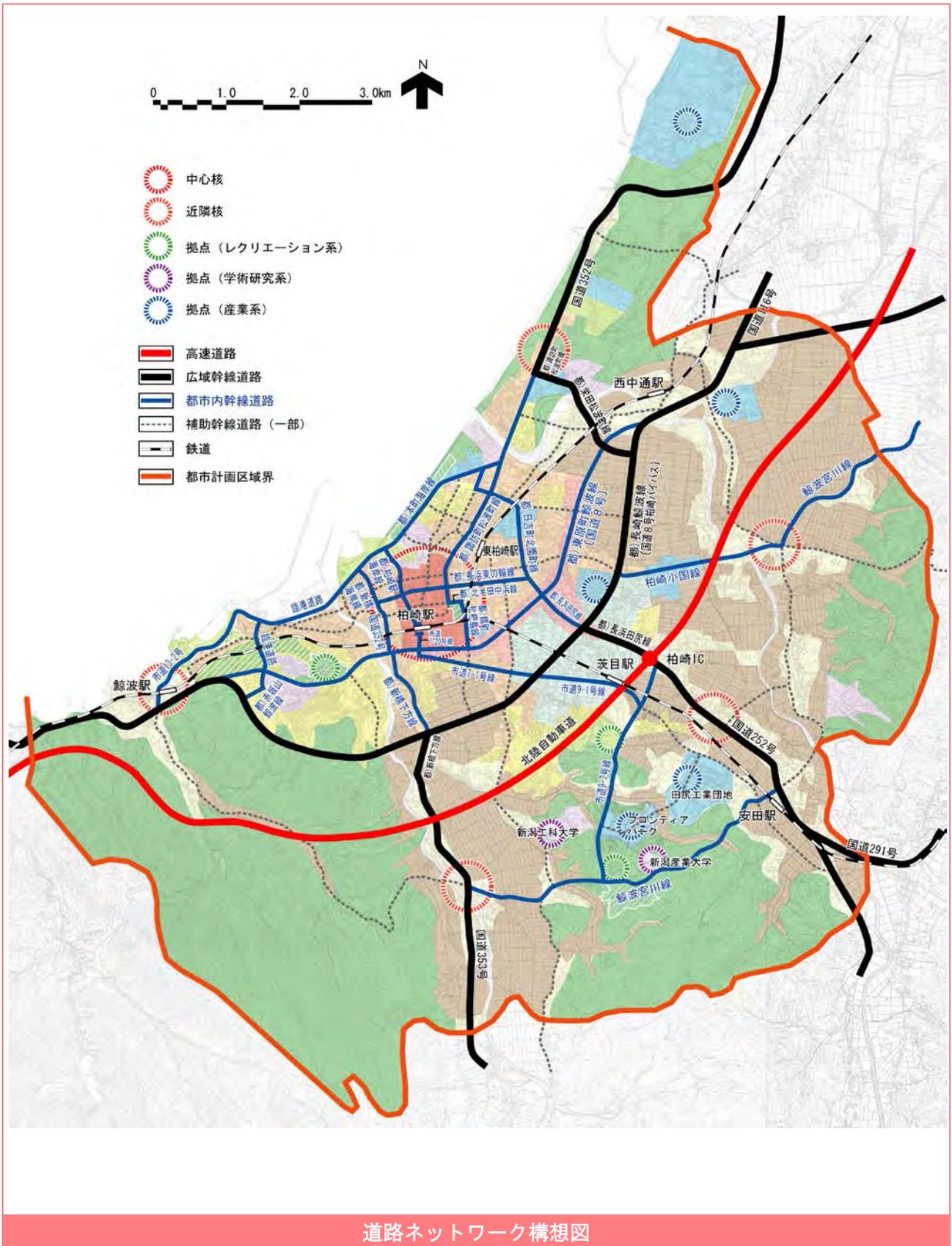
4-4. 構想実現のための方針

(1) 公共交通ネットワーク確立に向けた運営システムの改革

- 地域住民の意見の反映や費用確保のための多様な制度導入により持続的な運営体制を構築するとともに、あわせて自家用車から公共交通への転換について利用者の意識の浸透を図るなど運営システムの改革を推進します。

(2) 長期未着手の都市計画道路の見直し

- 昭和27年に本町海岸線を都市計画決定して以降、現在では26路線が位置づけられています。
- 一部区間が未改良の路線が15路線、全区間が未改良の路線が6路線あり、先の道路ネットワークにおける位置づけ、代替機能の状況、将来交通量推計などを踏まえて、これら長期未着手の都市計画道路の見直しに取り組みます。



5 公園・緑地整備構想

5-1.基本方針

(1) 市街地を取り囲む海と山、みどりの環^わづくり

- 沿岸部のレクリエーション機能や災害防止機能を有する公園・緑地、米山・黒姫山・八石山を始めとする市街地を囲う緑地、緑地の合間を繋ぐ鯖石川・鶴川沿いに広がる水田、これら都市活動・都市環境を支える緑地資源を保全し、みどりの環(わ)づくりを目指します。



鯖石川沿いに広がる水田

(2) 豊かで安全、健康な市民生活を支えるまちなかみどりの創出

- コンパクトな都市づくりに向けて、今後、都市機能集積の中心となる地域では、生活者や来訪者の憩い、安らぎ、レクリエーション活動、安全・安心を与える場として、様々な形でみどりの維持・保全・創出を図ります。



ふるさと人物館脇のポケットパーク

5-2.みどりの骨格構造

本市の土地利用や地形・水系を踏まえ、みどりの骨格構造を次のように考えます。

(1) 都市環境の維持・向上に役立つ森林の保全

- 市街地まで迫る豊かな緑のまとまりは、温室効果ガスを吸収し、豊かな水を蓄え、下流の田園地域や市街地への災害を未然に防止する重要な役割を担っており、適切な維持管理のもと、その保全を図ります。



市街地に迫る森林

(2) 緑豊かで特色ある景観と市街地の安全性を創出する田園緑地の保全

- 本市の市街地は鯖石川、鵜川沿いを中心にまとまりある水田地帯が形成されており、後背の山並み、点在する農村集落とともに変化に富んだ緑豊かな景観を形成しています。また、集中豪雨による河川の溢水で発生する市街地の災害を未然に防止する役割も担っており、食料生産基地としての機能を維持・増進させながら市街地を取り囲む緑地としての機能の保全を図ります。



マガモによる有機農法の水田

(3) みどりのネットワークづくり

- 本市の市街地内には多くの公園が整備・計画されており、都市計画区域内の人口1人あたり都市公園保有面積は15.9㎡と県平均(12.1㎡)、全国平均(9.5㎡)を大きく上回っています(平成20年)。このような豊かな都市公園を、いつでも誰もが気軽に利用し、豊かな生活を実感できるよう、また郊外と市街地のみどりを結び、様々なみどりを体験できるよう、道路空間や河川空間を中心とした水とみどりのネットワーク形成を図ります。



5-3.公園整備の方針

(1) 特色ある公園の整備・再生

- 海岸部に展開する海岸公園、番神御野立公園、みなとまち海浜公園、丘陵地に展開する柏崎夢の森公園、赤坂山公園は、本市の豊かな自然と都市を結ぶ特色ある公園として、整備や機能の再生を図ります。



柏崎夢の森公園



赤坂山公園

- 震災を踏まえて市街地内の新たな防災拠点として駅前公園を整備するとともに、普段は市街地内のレクリエーション拠点として活用を図ります。

(2) 歩いていける身近な公園機能の配置・整備

- 市街地内には様々な種別の公園が整備・計画されていますが、今後、コンパクトな都市づくりを推進していく一貫として、地域のコミュニティ形成や健康増進などの観点から、都市計画公園、宅地開発とあわせて整備された公園、市街地内のオープンスペースを積極的に活用するなど、歩いて行ける身近な公園機能の再配置・整備を図ります。
- 中心核では新たな公園用地の確保が困難であることから、既存公共・公益施設や文教施設などのオープンスペースや空き地などを活用したポケットパークの整備など、公園機能の確保を図ります。



東本町・モーリエ広場

(3) 公園機能の柔軟な見直し

- 少子高齢社会の進展など、地域居住者の年齢構成や世帯構成の変化、土地利用の変化により、地域で生活・活動する人たちが公園に期待する機能も時代の流れとともに変化することから、地域住民の参加などによる地域の意向把握を行いながら柔軟に公園機能の見直しを図ります。

5-4.緑地整備の方針

(1) 緑豊かな市街地の形成

- 日常的な生活・活動空間である市街地において、潤いある空間を形成し、また、防災性を高めるため、道路に接続する部分の緑化、敷地内の緑化、生垣の設置などの緑化を誘導します。
- 行政施設や教育施設、文化施設などの公共性の高い施設では、質・量とも充実した緑化を推進し、地域のシンボルとなる緑地空間の形成を図ります。

(2) 歴史性やシンボル性のあるみどりの保全

- 歴史性のある社寺林や地域の風土が創出している屋敷林、市街地内に残されたまとまった緑地は、市街地内の貴重な緑地資源として保全を図ります。



東本町・社寺林



日吉町・風除け屋敷林

(3) 公共施設の緑化推進

- 幹線道路を中心に、歩道部の幅員や沿道市街地の状況を考慮した緑化を図ります。



都市計画道路北半田中浜線

- 市街地の両側に位置する鯖石川、鵜川は、水辺の散策空間として歩行者系ネットワークの形成に努めるとともに緑豊かな空間として維持・整備を図ります。



鯖石川下流部



鵜川下流部

5-5.維持管理の方針

(1) 住民との協働

- 利用者が公園・緑地を身近に感じ、愛着をもった地域の活動拠点となるよう、住民との協働による維持管理を積極的に取り組みます。

(2) 予防的・計画的な修繕の実施

- 「公園施設長寿命化計画」の策定に着手し、予防的・計画的な修繕により、施設の長寿命化と修繕コストの縮減に努め、安全確保を図ります。

5-6.構想実現のための方針

(1) 公園・緑地の目標づくり

- 公園・緑地、それぞれの整備の方針をより具体的に展開し、目標を明確にした取り組みを行うため、みどりの基本計画の改定を検討します。

(2) 長期未着手の都市計画公園の見直し

- 昭和30年に中部公園を都市計画決定して以降、現在では29箇所が位置づけられています。
- 市内には、都市計画公園以外に、みなとまち海浜公園、鯖石川改修記念公園、柏崎夢の森公園といった大規模な公園が開園しています。
- このような中で、都市計画決定した公園5箇所が長期未着手であり、これらについて、事業地及びその周辺の現状と将来見通し、公園に期待される機能とその代替施設確保の可能性や方針、都市レベルで見た公園機能の充足状況、見直し後の土地利用の考え方と誘導方策などを総合的に勘案しながら、見直しに取り組みます。



みなとまち海浜公園

(3) みどりづくりの推進に向けた協働体制の構築

- 住民の意向を反映した公園・緑地の整備に向けて、住民自ら整備に参画することにより愛着が生まれ、維持管理にも積極的に参画し、そして環境学習など様々な地域活動の場として住民自ら活用することを促進します。
- 既に柏崎夢の森公園では、環境学校プログラムによる人材育成やボランティアによる里山保全活動などが展開されており、今後、このような取り組みを発展させていくことにより、整備から活用まで様々な場面で市民・企業・NPO団体などが参画できるよう協働体制の構築を図ります。



夢の森公園での森づくり活動

6 都市環境整備構想

6-1.都市景観形成方針

(1) 基本方針

- 海、山、田園と豊かな自然が市街地に隣接して存在する本市は、日常の都市活動の中で多様な景観を目にすることができる恵まれた環境にあります。今後も、このような地域固有の景観の保全に努めます。
- 一方、多くの人々が様々な活動をする市街地では、今後、中心部の核づくりが行われる柏崎駅周辺を始め新たな玄関口づくりが推進されることから、コンパクトな都市づくりの顔となる中心核において、魅力ある景観づくりを推進します。

(2) 整備方針

① 柏崎の豊かな自然を生かした良好な自然・風土景観の保全

- 市街地の背景となる米山・黒姫山・八石山などの緑豊かな自然景観、海岸部に展開する変化に富んだ海岸景観、棚田や環状集落など中山間地の人の暮らしと自然が調和した中山間景観、妻入り・風当てが連続する漁村集落の街並みなど、市内には豊かな自然・風土により特色ある景観が残されており、これら景観を後世に継承するために保全に努めます。



海岸部に見られる風当て

② 市街地を取り囲む田園景観の保全

- 市街地を取り囲む水田を中心とした農地は、市民が身近に季節感を感じることができる景観を形成しており、農業生産活動と連携した保全に努めます。
- 農村集落においては、田園景観との調和に配慮するよう景観を誘導します。



農村集落に見られる屋敷林

③ 都市の顔となるシンボル景観の創出

- 市街地内では、諏訪町東本町線の本町一丁目区間の整備、東本町A地区市街地再開発事業など、良好な景観形成が推進されてきました。
- 今後、コンパクトな都市づくりに向けて、都市活動の中心となる中心核では、柏崎駅周辺における新市民会館の建設、小松エラスト跡地の開発など、新たな都市空間づくりが推進されることから、海や新市民会館方面へ通じる道路の緑化、駅前広場周辺の建築物や屋外広告物の景観的配慮など、都市活動の中心や玄関口としてふさわしい個性と賑わいを感じられるシンボリックな景観の創出を誘導します。



新市民会館イメージ

④ 市街地に潤いや変化を与える特徴的な自然景観の保全

- 海岸公園、荒浜地区のまとまりある保安林、番神御野立公園とこれに隣接する丘陵地など、市街地に隣接して豊かな自然が残されており、とかく無機質な市街地において潤いを与える特徴的な景観を創出しています。
- 今後も引き続き、市街地内に残る貴重な自然景観の資源として、また交流人口を創出する特徴的な景観資源として、保全・活用を図ります。



海岸公園

⑤ 身近な生活空間における景観誘導

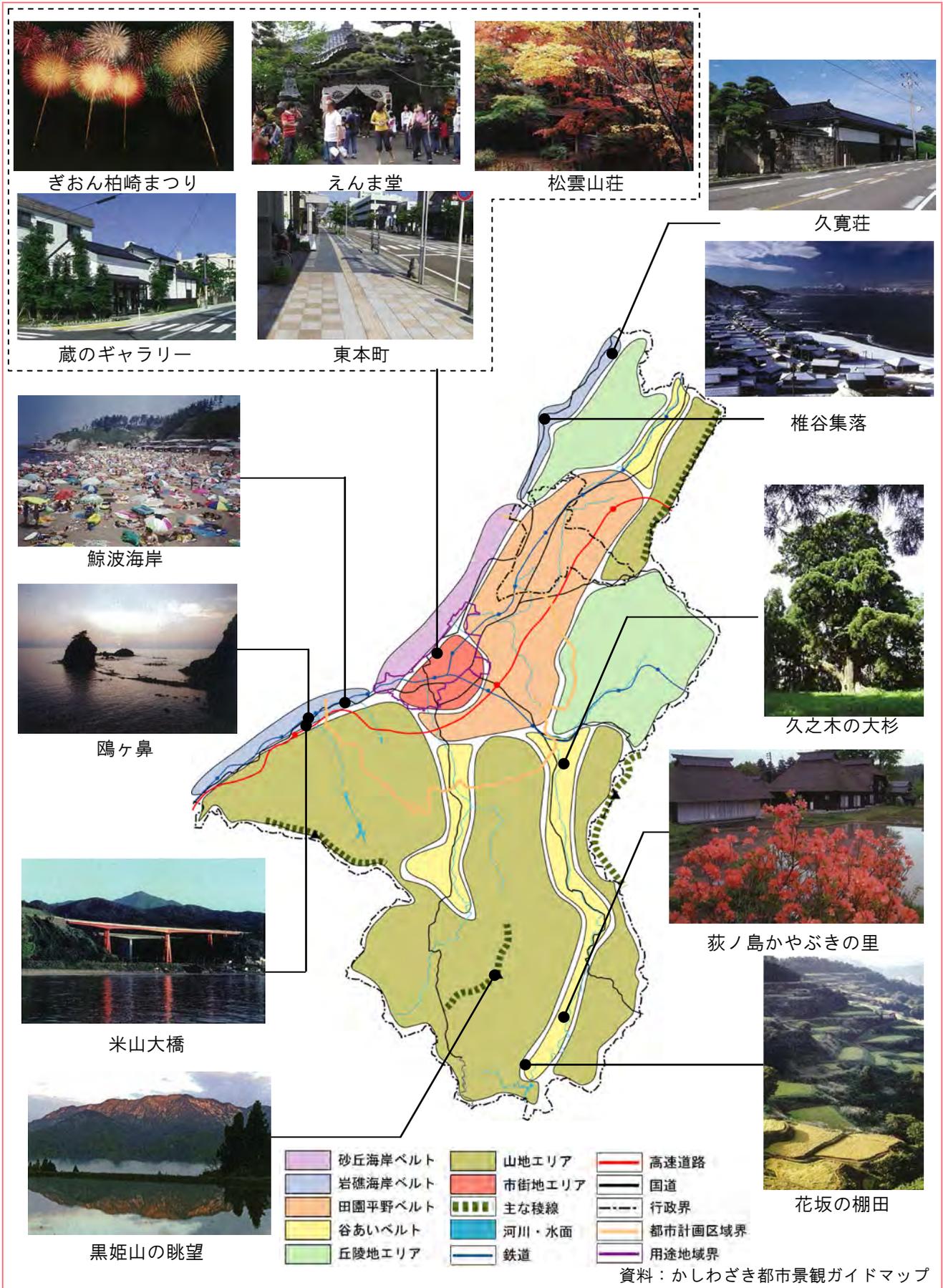
- 低層住宅を中心として形成されている住宅地では、生垣の設置や敷地内緑化の推進など、落ち着きをあたえる景観を誘導します。また、住宅地としてまとまりと落ち着きのある景観を創出するため、建築物の色彩や意匠が街並みと調和するよう適切に誘導します。
- 市内に点在する工業団地では、敷地外周部の緑化、建築物の色彩や形態への配慮など、周辺の景観との調和を図るよう適切に誘導します。

⑥ 大規模建築物や屋外広告物などの景観誘導

- 高さのある建築物や長大な壁面を有する大規模建築物、橋梁や立体横断施設などを有する大規模な土木構造物をはじめ、周辺の景観に大きな影響をあたえる大規模な施設については、調和のとれた景観を形成するために、形態・意匠などを誘導します。
- 屋外広告物は経済活動を活発にする一方で、地域の良好な景観を阻害する要因にもなることから、地域の景観との調和を図るよう適切な誘導を行うとともに、景観を保全する地域や良好な景観形成を行う地域などでは、地域独自のルールづくりを検討します。

⑦ 景観法を活用した取り組みの推進

- 良好な景観形成に向けた取り組みを推進するため、景観行政団体の指定を目指すとともに、景観計画の策定、景観条例の制定に向けた取り組みを進めます。



参考：柏崎市の景観構造と特徴的な景観資源位置図

6-2.都市防災方針

(1) 基本方針

- 本市は中越沖地震により市内に甚大な被害が発生し、復興に向けて「柏崎市震災復興計画」を策定しました。この計画に記された各種方針を踏まえて、震災に強いまちづくりを推進します。加えて、度重なる水害を起こしている鯖石川、鵜川による被害を最小限に止め、市街地の安全性を高めることを目指します。



平成 17 年梅雨前線豪雨浸水状況



平成 19 年新潟県中越沖地震

(2) 整備方針

① 災害時の交通ネットワークの確保

- 災害時の物資緊急輸送、迅速な救援活動の実施に不可欠な広域からの交通アクセス、災害発生時に対策本部となる市役所へのアクセスを確実に確保するため、国道8号柏崎バイパスの早期整備、都市計画道路整備などによるネットワークの確立、交通インフラの耐震性能の確保を推進します。

② 狭隘道路の解消

- 木造建築物が密集し、緊急用車両の通行が困難な狭隘道路が多く見られる古くからの市街地では、建築物の更新にあわせた道路の拡幅や、必要に応じて土地区画整理事業などにより、基盤施設の充実を図ります。

③ 防災拠点等の整備

- 駅前公園を防災公園として再整備し、隣接する新市民会館とともに災害時の防災拠点としての機能を整備します。
- 公共施設など避難所と避難場所が一体となった地域防災拠点の配置を推進するとともに、安全な避難路の確保を図ります。
- 中越沖地震で緊急物資等の輸送に大きな役割を果たした柏崎港の港湾機能を維持・充実し、陸と海の2つの輸送経路の確保を図ります。



新潟県中越沖地震時に柏崎港を利用した支援活動

④ ライフラインの確保・強化

- 災害発生時の生活への影響を最小限に止めるため、上水道、下水道、電力、ガスといったライフラインについて、耐震性能の向上を図ります。

⑤ 建築物の災害への対応強化

- 震災時に多発する恐れのある火災の延焼を抑制するため、用途地域内の建築物の不燃化を促進します。また、用途地域外においても建築物の密度が高い地区などを中心に、屋根の不燃化などを促進します。
- 震災時の被害を抑制するため、建築物の耐震化を促進します。

⑥ 急傾斜地の安全性確保

- 中越沖地震発生により市街地内でも急傾斜地の崩壊により多くの家屋に被害が発生したことから、急傾斜地の対策を推進し、市街地の安全性の確保を図ります。
- 新たな土砂災害の発生を未然に防止するため、山林や丘陵地の保全に努めるとともに、新たな開発が行われる場合は、安全性の観点から適切な対応を図ります。

⑦ 水害発生抑制

- 市街地を取り囲む鯖石川、鵜川により、一部の市街地は浸水の危険性をはらんでおり、内水排除のポンプ設置、河道改修など、公共下水道と河川が連携して効果的な整備を進めるとともに、現用途地域南側に広がる洪水調整機能を持つ水田の保全、河川上流部の森林の保全を図ります。
- 宅地開発により設置された雨水調整池の機能維持に向けて、管理者に対して適切な維持・管理を指導します。



平成 17 年豪雨時の源太川排水機の
運転状況



平成 21 年に増強された横山川排水機場

6-3.自然環境保全・活用方針

(1) 基本方針

- 生活排水処理対策を推進することなどにより、柏崎の活力を創出する資源である自然環境の維持を図ります。
- 緑豊かな景観を創出するとともに、市街地への水害の拡大を抑制するなど多面的機能を有する水田の保全を図ります。
- 地球規模で進む温暖化による様々な影響を最小限に止めるため、自然環境保全・活用を通じて温室効果ガスの排出抑制や都市の温暖化抑制に向けた都市づくりを目指します。

(2) 整備方針

① 環境負荷を軽減する交通システムの構築

- 過度な自家用車の利用を抑制するため、バス路線を幹線と支線に区分するなど持続可能な公共交通ネットワークの確立を目指します。
- 環境にやさしい自転車利用を促進するため、道路空間や沿道環境に応じた自転車走行環境の整備に努めます。
- 環境負荷の少ない自動車の普及に向けて、充電ネットワークの構築など環境都市基盤の整備を推進します。



柏崎市で導入した電気自動車

② 環境にやさしい市街地整備の推進

- 新たな整備が進む柏崎駅周辺において、駅前公園ではクールスポットとなる緑の創出を行い、新市民会館では自然エネルギーの活用や省エネルギーシステムの導入を推進するなど、低炭素型都市づくりに取り組みます。

③ 都市と自然を結ぶ水とみどりと風のネットワークづくり

- 道路や河川空間を活用して市街地郊外の自然と都市を結び、緑や生態系のネットワークづくりを目指します。
- 海、河川、水田、緑地といった地域冷熱源と冬季の風環境とのバランスに配慮した風の通り道を確認し、気候緩和型のネットワークづくりを目指します。

④ 市街地内の緑の保全

- 温室効果ガスを吸収するとともに、蒸散によりクールスポットを創出する機能を持つまとまりある緑地について、市街地内を中心に積極的に保全を図ります。

⑤ 下水道の機能維持・充実と新たな活用

- 本市は用途地域内外で広く公共下水道が整備されていることから、引き続きその機能を維持す

るため、ポンプ施設の老朽化などに対応する適切な施設の維持管理を推進します。

- 公共下水道の処理区域外では、農業集落排水事業が進められており、公共下水道同様、適切な施設の維持管理を推進します。
- 低炭素型社会の実現に向けて、下水処理場で発生するメタンガスなどの資源の有効活用を推進します。

⑥ 市街地を取り囲む自然の保全

- 水害による被害を最小限に抑制するため、洪水調整機能を有する市街地縁辺部に広がる水田の保全を図ります。
- 米山・黒姫山・八石山を始めとする山間部の森林は、雨水を地中に浸透させ、土砂の流出を抑制するなど水害発生抑制効果を有するとともに、温室効果ガスを吸収する機能を有することから、保全を図ります。

⑦ 用途地域外の適切な土地利用の誘導

- 本市が目指す集約型都市構造の実現に向けて、既存の市街地や集落を中心とした核の育成を推進するため、用途地域外の新たな開発の抑制を図ります。

第4章

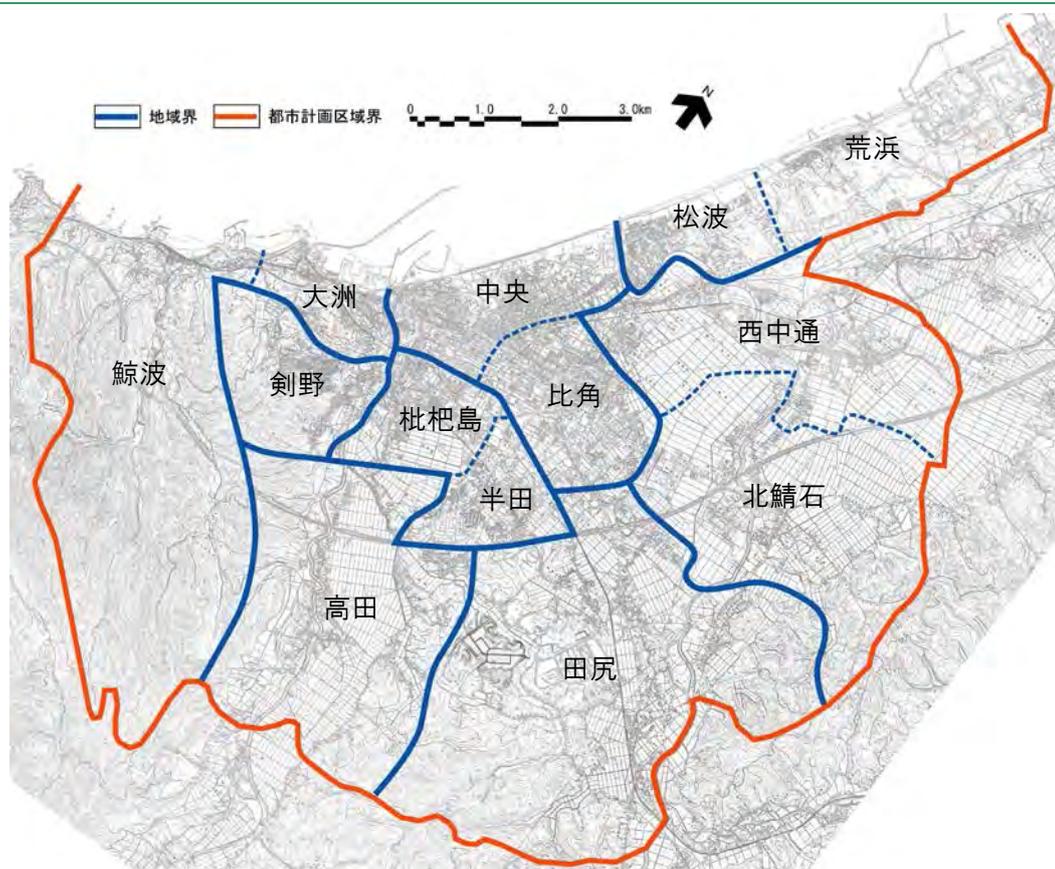
地域別構想

- 1.中央・比角地域
- 2.大洲・鯨波地域
- 3.松波・荒浜地域
- 4.剣野地域
- 5.枇杷島・半田地域
- 6.西中通・北鯖石地域
- 7.田尻地域
- 8.高田地域

地域区分の考え方

- ①地域コミュニティを主な区割り単位とします。
- ②人口や面積規模などを勘案し隣接関連する地域特性である松波地区と荒浜地区の地域座談会は、1つにまとめます。
- ③地域別構想図は、関連事項図化の必要性から2つ程度の座談会単位にまとめます。

コミュニティ名	座談会単位	地域別構想図単位
中央	中央	中央・比角
比角	比角	
大洲	大洲	大洲・鯨波
鯨波	鯨波	
松波	松波・荒浜	松波・荒浜
荒浜		
剣野	剣野	剣野
枇杷島	枇杷島	枇杷島・半田
半田	半田	
西中通	西中通	西中通・北鯖石
北鯖石	北鯖石	
田尻	田尻	田尻
高田	高田	高田
13 コミュニティ	12 地区	8 地域



地域区分図

※全体構想の土地利用構想と地域別構想では土地利用区分が一部異なるため、図面上の表示が整合しない箇所がありますが、土地利用の考え方が変わるものではありません。

1 中央・比角地域

中央地域

■ 計画のテーマと目標

蒼い海と活力あふれるまちづくり 中央

中央地域は、柏崎刈羽広域圏の中心拠点として、新しい柏崎市の顔にふさわしい存在感と品格を備え、都市機能が集積した中心市街地づくりを進めていきます。子どもからお年寄りまであらゆる世代が暮らしやすいまちを目指し、にぎわいある商業地、様々な居住スタイルが選べる住宅地づくりを支援し、文化福祉活動なども活発なまちなかづくりを推進していきます。都市基盤が整備された安全安心な市街地、公共交通の充実により集まりやすいまちなか、にぎわいある利便性の高い中心市街地、暮らしやすいコンパクトなまちなかづくりを基本目標とします。また、柏崎の個性的な海岸と歴史あるまちなかを景観保全し、都市基盤の整った東本町一丁目、駅通り商店街と柏崎駅周辺工場跡地の開発地域を結ぶ地区を柏崎市の中心市街地として創りあげることを目指します。



えんま市



みなとまち海浜公園

■ まちづくりの基本方針

(1) 土地利用の方針

専用住宅地・複合住宅地

- 既存住宅地については、緑豊かな潤いのある居住環境の保全を図ります。
- 市街地内の専用住宅地については、今後も優良な居住環境を保全する地域とします。

商業業務地・近隣商業地

- 市民の需要を満足させる集客性の高い商業地域の形成を図ります。
- 柏崎駅周辺の工場跡地は地域住民の利便性の向上のための商業業務地として都市的土地活用を図ります。

沿道サービス型商業地

- 国道8号などの幹線道路沿道は、背後の土地利用を考慮しながら、アクセスの利便性を活用した沿道サービス機能を持った商業業務地として土地利用を図ります。

工業地

- 市街地内の周辺環境との調和に配慮しながら、良好な操業環境を有する工業地として利用を図ります。

(2) 交通体系整備の方針

- 都市機能を活発にする円滑な交通確保のため、都市計画道路日吉町北園町線などの整備により機能的道路網の形成に努めます。また、柏崎駅の利便性を高めるため駅南広場を再整備します。
- 中心市街地で鉄道やバス交通等の、生活基盤として必要な公共交通の確保を図ります。
- 商業業務地を中心に、歩行者や自転車が安心して安全に移動できるような道路空間の形成を目指します。また、JRによる駅南北移動の分断を改善するために、新たな南北連絡歩道橋を整備します。
- 地域内の生活道路については、こどもや高齢者が安全に利用できるような整備改善を図ります。
- 市街地の案内を容易にできるようサインシステムの充実を図ります。

(3) 防災についての方針

- 低地浸水被害を低減させる治水対策事業を進めます。
- 災害避難地となる公園・緑地の適正な配置と、住宅密集地の環境改善などにより、防災・減災体制の強化を図ります。

(4) 自然環境及び公園・緑地整備の方針

- 海岸沿いの保安林については、防災機能の観点から保護育成を図るとともに、憩いの場としての活用を図ります。
- 既存の公園と緑地の活用と保全を図ります。
- 神社仏閣を始めとした歴史的資源を活用し、歴史文化が息づくまちづくりを目指します。

(5) 柏崎駅周辺整備の方針

- 柏崎駅周辺の工場跡地を活用し、商業業務機能・居住機能・文化機能・防災緑地機能など複合的土地利用により、中心市街地の活性化を進めます。
- 柏崎市の玄関口として、海や新市民会館へ通じる道路の緑化や駅前広場周辺の建築物・屋外広告物の景観的配慮などにより、シンボリックな景観の創出を誘導します。

■ 予定又は実施されている具体的施策

- 柏崎駅前土地区画整理
- 新市民会館整備
- 都市計画道路日吉町北園町線整備
- 柏崎駅南広場整備
- 南町浸水対策
- 駅前公園防災関連施設整備
- 都市計画道路日石町鏡町線整備
- 市道柏崎 2-3 号線整備
- えんま通り商店街復興まちづくり
- 南北連絡歩道橋整備

比 角 地 域

■ 計画のテーマと目標

夢と活力あふれるまちづくり 比角

比角地域は、柏崎刈羽広域圏の中心拠点として、新しい柏崎市の顔にふさわしい存在感と品格を備え、都市機能が集積した中心市街地づくりを進めていきます。子どもからお年寄りまであらゆる世代が暮らしやすいまちを目指し、にぎわいある商業地、様々な居住スタイルが選べる住宅地づくりを支援し、文化福祉活動なども活発なまちなかづくりを推進していきます。都市基盤が整備された安全安心な市街地、公共交通の充実により集まりやすいまちなか、にぎわいある利便性の高い中心市街地、暮らしやすいコンパクトなまちなかづくりを目指します。



よしやぶ川七夕飾り



東柏崎駅

■ まちづくりの基本方針

(1) 土地利用の方針

複合住宅地

- 既存住宅地については、緑豊かな潤いのある居住環境の保全を図ります。
- 扇町など既に住宅地利用されている地域については、工業系から住居系への用途変更を検討します。

商業業務地・近隣商業地

- 四谷商店街など地区住民の需要に対応した集客性のある商業地域の形成を図ります。

沿道サービス型商業地

- 国道8号及び国道252号などの幹線道路沿道は、背後の土地利用を考慮しながら、アクセスの利便性を活用した沿道サービス機能を持った商業業務地として土地利用を図ります。

工業地

- 北斗町・田塚などの工業地については、市街地内の周辺環境との調和に配慮しながら、良好な操業環境を有する工業地として利用を図ります。

〔都市・田園調和型市街地〕 ※全体構想の土地利用構想

- 各種住宅地などと農地が混在しているエリアでは、都市と自然の双方が良好な環境を確保できるよう、無秩序な市街地拡散を抑制するとともに双方が一定のまとまりのある土地利用を確保し、安全で安心して活動ができる都市基盤の充実を図ります。

(2) 交通体系整備の方針

- 本地域から他地域へのアクセス向上と、通過交通を分離するために国道8号柏崎バイパスの整備を進めます。
- 都市機能を活発にする円滑な交通確保のため、日吉町北園町線などの整備による機能的道路網の形成に努めます。
- 中心市街地で鉄道やバス交通等の、生活基盤として必要な公共交通の確保を図ります。
- 地域内の生活道路については、子どもや高齢者が安全に利用できるように整備改善を図ります。

(3) 防災についての方針

- よしやぶ川流域など、低地浸水被害を低減させる治水対策事業を進めます。
- 災害避難地となる公園・緑地の適正な配置と、住宅密集地の環境改善などにより、防災・減災体制の強化を図ります。

(4) 自然環境及び公園・緑地整備の方針

- 既存の公園と緑地の活用と保全を図ります。

■ 予定又は実施されている具体的施策

- ・ 都市計画道路日吉町北園町線整備
- ・ 国道8号柏崎バイパス整備
- ・ よしやぶ川水害対策

2 大洲・鯨波地域

■ 計画のテーマと目標

海のまちを伝える 大洲・鯨波

大洲・鯨波地域は、本市の誇りとする美しい海岸と、背後の高台に広がる緑と歴史・文化資源を活かし、海とのつながりを大切にした地域特性の浸透をまちづくりの基本目標とし、地域住民だけでなく本市を訪れる人々にも居心地のよい海辺の環境づくりを目指します。



鯨波海水浴場



番神堂

■ まちづくりの基本方針

(1) 土地利用の方針

緑住市街地・複合住宅地・近郊集落地

- 既存住宅地については、緑豊かな潤いのある居住環境の保全を図ります。
- 緑住市街地については、戸建て住宅を中心とした緑豊かでゆとりがあり、景観にも配慮した空間づくりを誘導します。

商業業務地

- 柏崎港に隣接する地域は、海洋観光エリアの賑わいを創出する商業地域の形成を図ります。

港湾施設用地

- 周辺環境との調和に配慮しながら、今後も地方港湾として良好な機能を有する「人と物が行き交うにぎわいのある港湾施設」としての土地利用を図ります。

農地

- 市街地周辺部の農地については、無秩序な市街化を抑制し、農地の保全を図ります。

森林地

- 住宅地と隣接して広がる森林地については、自然環境を保全し、良好な居住環境との調和を図ります。

(2) 交通体系整備の方針

- 本地域から他地域へのアクセス向上と、通過交通を分離するために国道8号柏崎バイパスの整備を進めます。
- 地域内の生活道路については、こどもや高齢者が安全に利用できるような整備改善を図ります。
- 鉄道やバス交通等の、生活基盤として必要な公共交通の確保を図ります。

(3) 自然環境及び公園・緑地整備の方針

- 赤坂山公園とその周辺の各施設を、自然環境と融合したレクリエーション・文化の杜として活用を図ります。
- 既存の公園と緑地の活用と保全を図ります。
- 神社仏閣などを始めとした歴史的資源を活用し、歴史文化が息づくまちづくりを目指します。

(4) 海洋レクリエーションゾーン整備の方針

- 海岸部及び砂浜部においては、地域住民が海と親しみ、集い、憩う場として整備・保全を図ります。
- 柏崎港観光交流センターを活用し、港の賑わい創出に努めます。

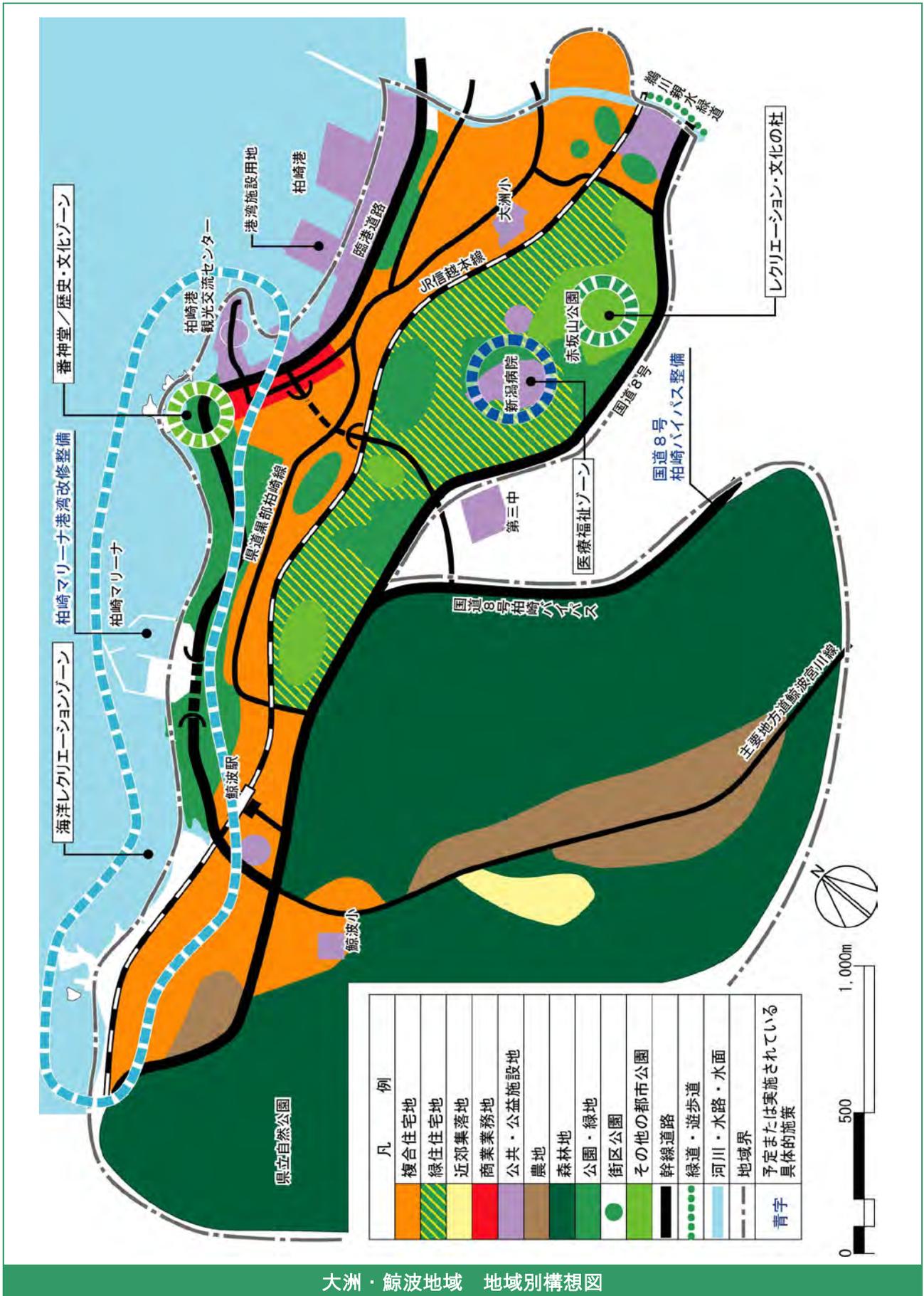
5) 医療福祉ゾーン整備の方針

- 新潟病院などの医療・福祉施設周辺について都市基盤の整備を検討します。

■ 予定又は実施されている具体的施策

・国道8号柏崎バイパス整備

・柏崎マリーナ港湾改修整備（防砂堤）



3 松波・荒浜地域

■ 計画のテーマと目標

自然と人がふれあう海のまち 松波・荒浜

松波・荒浜地域は、日本海の眺望を活かし、南部の砂丘地の豊かな緑地に恵まれたまちづくりを推進するとともに、海岸林の続く自然海岸の保全と漁港を活かした海にちなんだレクリエーション空間の整備を図り、地区の豊かな自然と原子力発電所に象徴される先端産業の調和したまちづくりを目指します。



ハロウィン仮装パレード（松波地区）



荒浜いわしまつり

■ まちづくりの基本方針

(1) 土地利用の方針

専用住宅地

- 区画整理事業で整備された松波二丁目地内の良好な住宅地については、今後も優良な居住環境の保全を図ります。

複合住宅地・近郊集落地

- 既存住宅地については、緑豊かな潤いのある居住環境の保全を図ります。

工業地

- 市街地内の周辺環境との調和に配慮しながら、良好な操業環境を有する工業地として利用を図ります。

緑地・森林地

- 住宅地と隣接して広がる森林地については、自然環境を保全し、良好な居住環境との調和を図ります。

公共空地の活用

- 家畜衛生試験場跡地について、地域の活性化につながる土地利用について検討します。

(2) 交通体系整備の方針

- 地区内外の交通を円滑にするために、国道 352 号の整備を計画的に進めます。
- 地域内の生活道路については、こどもや高齢者が安全に利用できるような整備改善を図ります。

(3) 防災についての方針

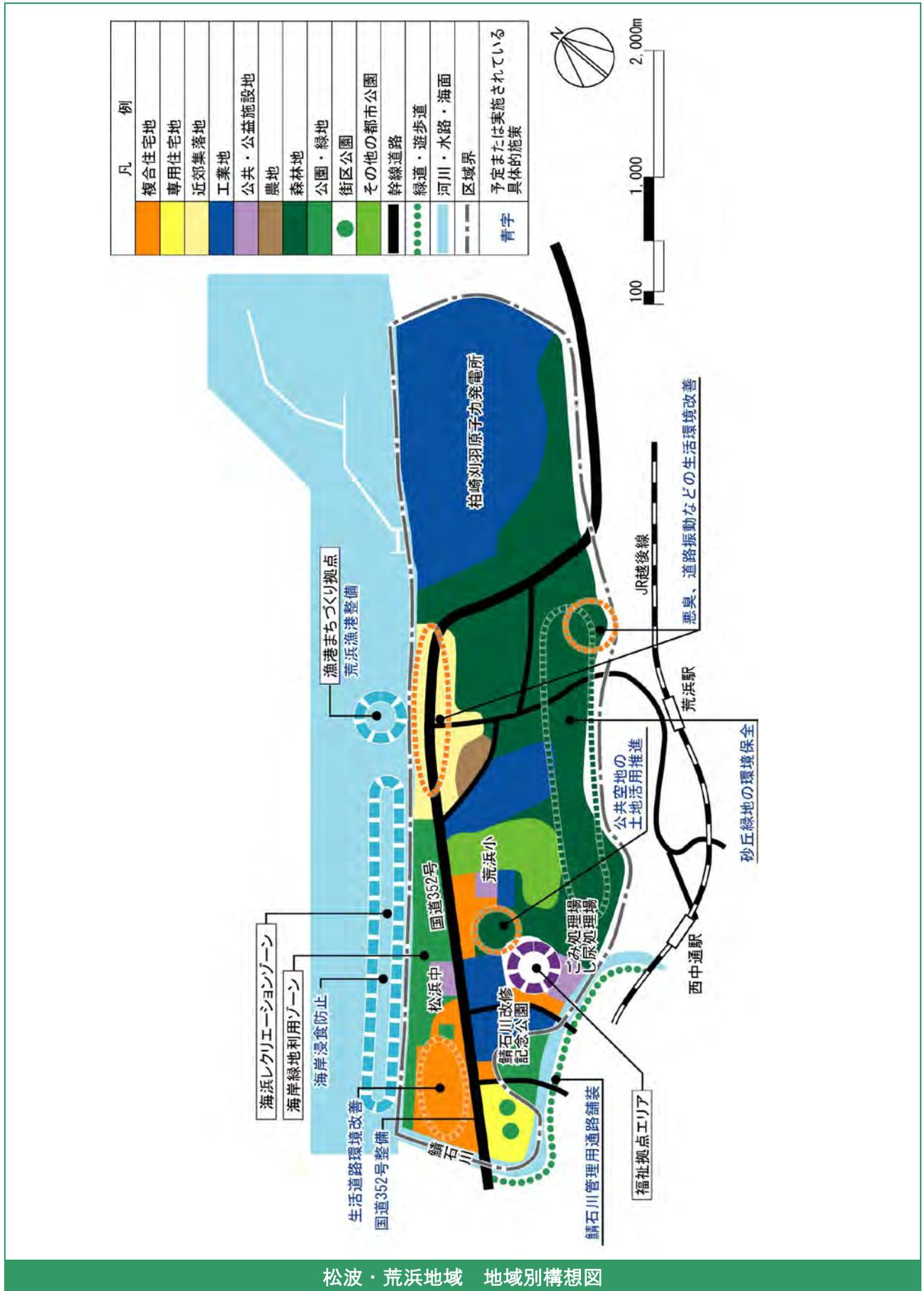
- 災害避難地となる公園・緑地の適正な維持保全と、住宅密集地の環境改善などにより、防災・減災体制の強化を図ります。

(4) 自然環境及び公園・緑地整備の方針

- 海岸沿いの保安林については、防災機能の観点から保護育成を図るとともに、憩いの場としての活用を図ります。
- 地域の背後地となる砂丘地は、都市の環境緑地として保全に努めます。
- 地域内の悪臭対策や道路沿線の振動対策など生活環境改善に取り組みます。
- 既存公園・緑地やレクリエーションゾーンは、地域内の活用促進を図ります。

■ 予定又は実施されている具体的施策

- ・ 国道 352 号の松波地区整備
- ・ 荒浜漁港整備
- ・ 生活道路環境の改善
- ・ 砂丘緑地の環境保全
- ・ 荒浜海岸の浸食防止
- ・ 鯖石川管理通路舗装
- ・ 悪臭、道路振動などの生活環境改善
- ・ 公共空地の土地活用推進



松波・荒浜地域 地域別構想図

4 剣野地域

■ 計画のテーマと目標

人々のくらしと豊かな自然が調和する美しいまち 剣野

剣野地域は、土地区画整理事業や計画的な宅地開発によって優良な住宅地が形成され、未利用の森林地が多く残されるなど緑に恵まれた環境にあることから、これらを活かした自然と共存する良好な住環境のまちづくりを目指します。



米山台団地



桜づつみでの球根植え付け風景

■ まちづくりの基本方針

(1) 土地利用の方針

専用住宅地・複合住宅地

- 米山台、常盤台、剣野、新赤坂町などの専用住宅地域については、今後も優良な居住環境の保全を図ります。
- 既存住宅地については、緑豊かな潤いのある居住環境の保全を図ります。

沿道サービス地

- 国道8号など幹線道路沿道は、背後の土地利用を考慮しながら、アクセスの利便性を活用した沿道サービス機能を持った商業業務地として土地利用を図ります。

農地

- 市街地周辺部の農地については、無秩序な市街化を抑制し、農地の保全を図ります。

森林地

- 住宅地と隣接して広がる森林地については、自然環境を保全し、良好な居住環境との調和を図ります。

(2) 交通体系整備の方針

- 本地域から他地域へのアクセス向上と、通過交通を分離するために国道8号柏崎バイパスの整備を進めます。
- 都市計画道路を整備し、住宅地域の防災避難路や利便性安全性の高い道路網づくりを目指します。

(3) 防災についての方針

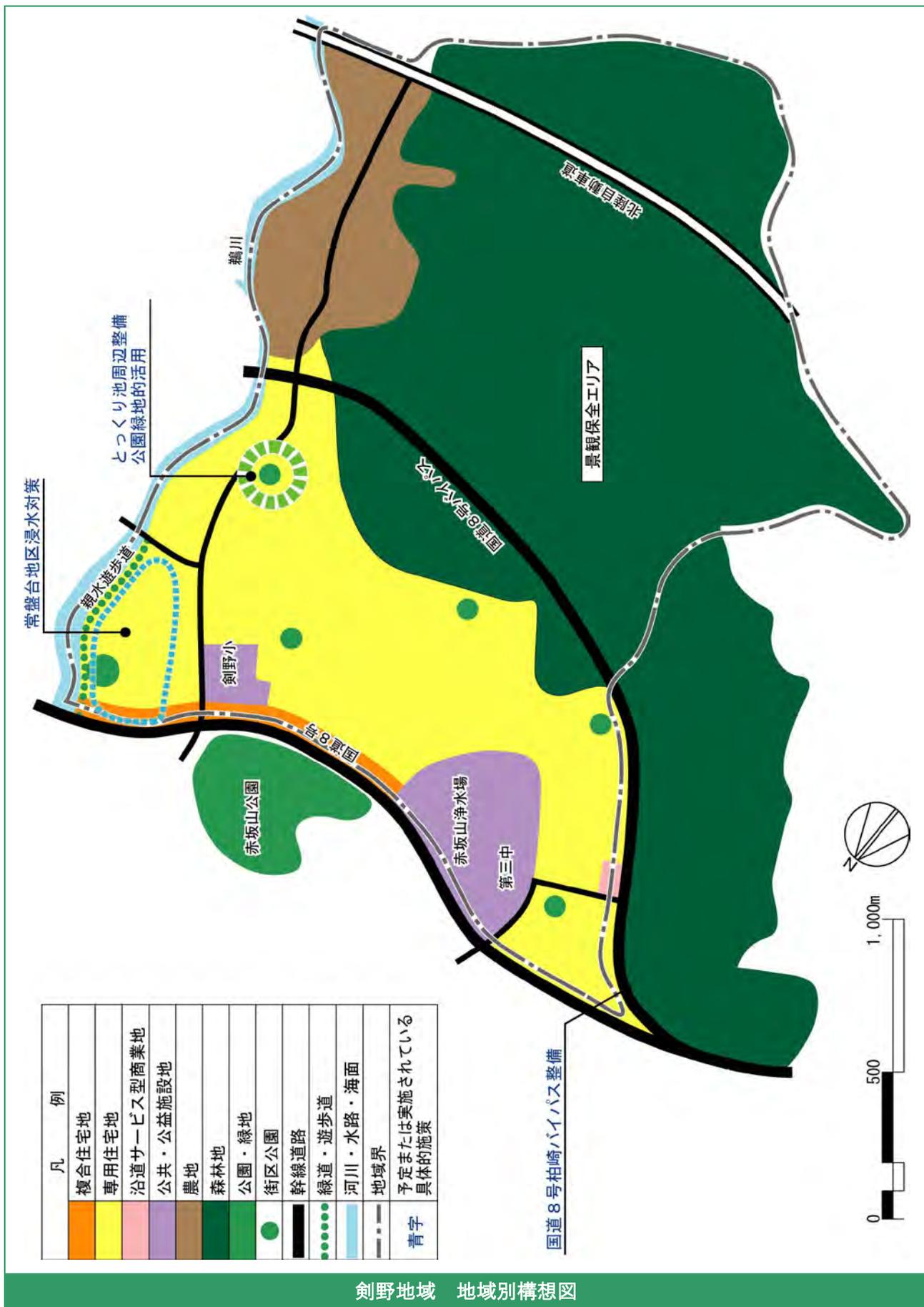
- 常盤台地区など、低地浸水被害を低減させる治水対策事業を進めます。
- 住宅密集地の道路環境を改善し、安全安心な地域づくりを目指します。

(4) 自然環境及び公園・緑地整備の方針

- 既存の公園・緑地や親水遊歩道の活用と保全を図ります。
- とっくり池周辺の空閑地について、防災機能を持った公園・緑地として整備します。
- 住宅地域に点在して残る緑地や林地の保全を図ります。

■ 予定又は実施されている具体的施策

- ・国道8号柏崎バイパス整備
- ・とっくり池周辺整備
- ・常盤台地区浸水対策



5 枇杷島・半田地域

■ 計画のテーマと目標

安全・安心で活力あふれるまち 枇杷島・半田

枇杷島・半田地域は、近年の宅地開発によって市街化が進行しており、また、JR柏崎駅と柏崎南部をつなぐ重要な地域であり、都市基盤整備を推進し地区の特性にあった市街地の形成と、国道沿いに進出した商業施設との共存を図ったまちづくりと、農地保全による潤いある環境づくりによって、地域の安全・安心を確保するまちづくりを目指します。



枇杷島城址



半田地区の花いっぱい運動

■ まちづくりの基本方針

(1) 土地利用の方針

専用住宅地・複合住宅地

- 既存住宅地については、緑豊かな潤いのある居住環境の保全を図ります。
- ゆりが丘、朝日が丘などの専用住宅地域については、今後も優良な居住環境の保全を図ります。

沿道サービス型商業地

- 国道8号沿道は、背後の土地利用を考慮しながら、アクセスの利便性を活用した沿道サービス機能を持った商業業務地として土地利用を図ります。

農地

- 市街地周辺部の農地については、無秩序な市街化を抑制し、農地の保全を図ります。

〔都市・田園調和型市街地〕 ※全体構想の土地利用構想

- 各種住宅地などと農地が混在しているエリアでは、都市と自然の双方が良好な環境を確保できるよう、無秩序な市街地拡散を抑制するとともに双方が一定のまとまりのある土地利用を確保し、安全で安心して活動ができる都市基盤の充実を図ります。

(2) 交通体系整備の方針

- 本地域から他地域へのアクセス向上と、通過交通を分離するために、国道8号柏崎バイパスの整備を進めます。
- 地域内の生活道路については、子どもや高齢者が安全に利用できるような整備改善を図ります。
- 公共交通利用者の利便性の向上のため、柏崎駅南広場を整備します。

(3) 防災についての方針

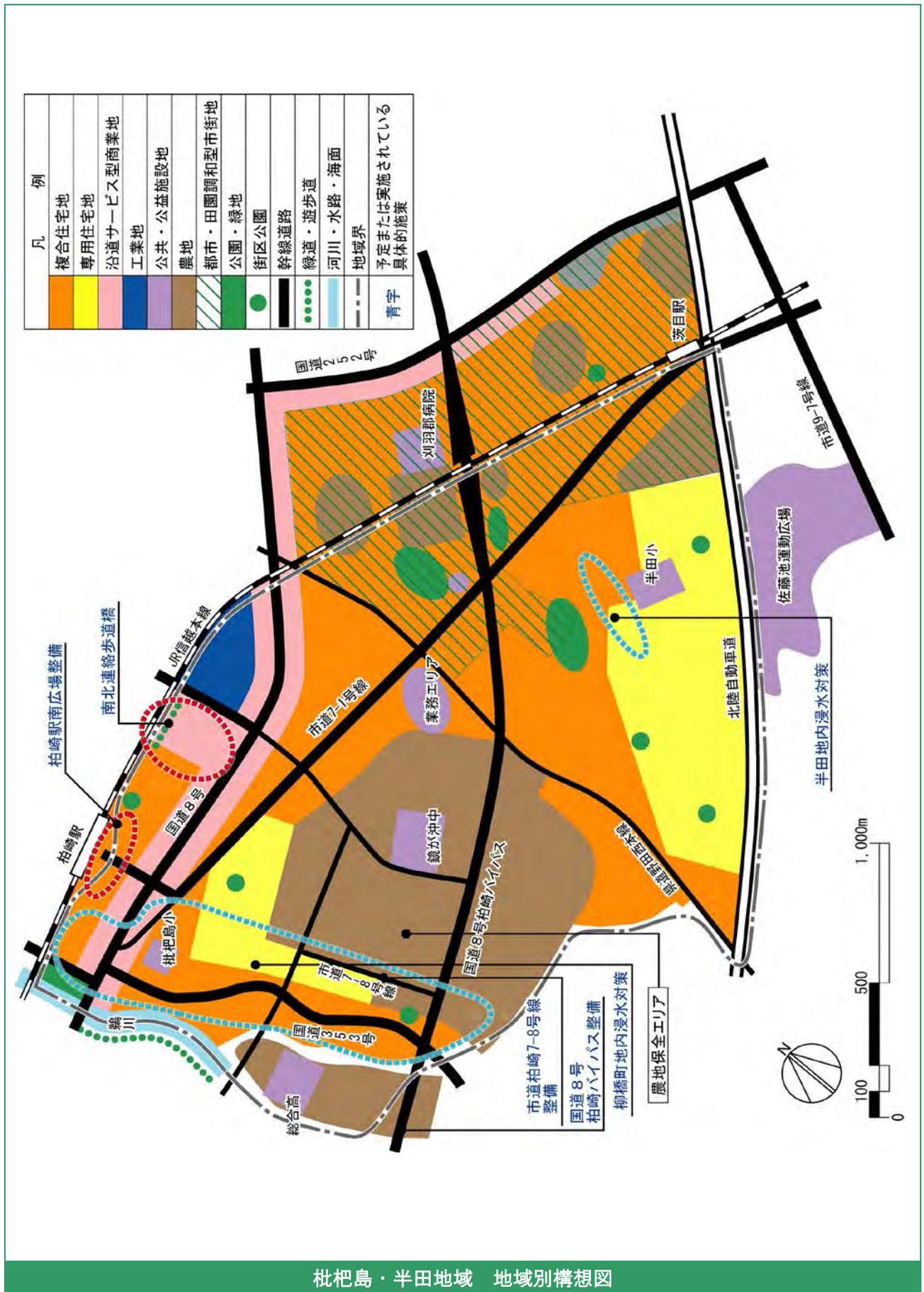
- 柳橋、関町、宮場、城東、半田地区など、低地浸水被害を低減させる治水対策事業を進めます。

(4) 自然環境及び公園・緑地整備の方針

- 既存の公園と緑地の活用と保全を図ります。
- 住宅地に隣接して点在する林地の保全を図ります。

■ 予定又は実施されている具体的施策

- ・ 国道8号柏崎バイパス整備
- ・ 市道柏崎7-8号線整備
- ・ 半田地内浸水対策
- ・ 柏崎駅南広場整備
- ・ 柳橋町地内浸水対策
- ・ 南北連絡歩道橋整備



6 西中通・北鯖石地域

西 中 通 地 域

■ 計画のテーマと目標

鯖石川が育む豊かなまち 西中通

西中通地域は、鯖石川や別山川の恵みである美しい田園風景などの景観が広がる都市隣接地域です。また、都市の雇用を生み出す工業生産拠点を地域内に配置しており、重要な都市機能を担う地域でもあります。工業拠点と周辺環境との調和や、幹線道路沿いの沿道サービス型商業地を活用したまちづくりを推進します。優良農地や集落景観の保全に考慮した利便性の高い住環境のまちを基本目標として、心やすまる定住の里の形成を目指します。



鯖石川改修記念公園



鯖石川に架かる豊田橋

■ まちづくりの基本方針

(1) 土地利用の方針

複合住宅地・近郊集落地

- 既存住宅地については、緑豊かな潤いのある居住環境の保全を図ります。

沿道サービス型商業地

- 用途地域内の国道8号沿道は、背後の土地利用を考慮しながら、アクセスの利便性を活用した沿道サービス機能を持った商業業務地として土地利用を図ります。

工業地

- 北斗町や剣などの工業地については、周辺環境との調和に配慮しながら、良好な操業環境を有する工業地として利用を図ります。

農地

- 市街地周辺部の農地については、無秩序な市街化を抑制し、農地の保全を図ります。

森林地

- 住宅地と隣接して広がる森林地については、自然環境を保全し、良好な居住環境との調和を図ります。

(2) 交通体系整備の方針

- 本地域から他地域へのアクセス向上と通過交通を分離するために、国道8号柏崎バイパス及びこれに接続する都市計画道路栄田松波町線や宝田北斗町線などの整備を進めます。
- 中心市街地への鉄道やバス交通等の、生活基盤として必要な公共交通の確保を図ります。

(3) 防災についての方針

- 低地浸水被害を低減させる治水対策事業を進めます。

(4) 自然環境及び公園・緑地整備の方針

- 鯖石川沿いに水と緑の環境軸となる遊歩道の整備を進めます。
- 既存の公園・緑地について、防災機能強化や施設更新に努め、維持活用を図ります。

■ 予定又は実施されている具体的施策

- ・ 国道8号柏崎バイパス整備
- ・ 都市計画道路宝田北斗町線整備
- ・ 鯖石川管理通路舗装
- ・ 都市計画道路栄田松波町線整備
- ・ よしやぶ川治水対策
- ・ 鯖石川、別山川河川改修

北 鯖 石 地 域

■ 計画のテーマと目標

鯖石川が育む豊かなまち 北鯖石

北鯖石地域は、鯖石川の恵みである美しい田園風景が広がる郊外地域です。雇用を創出する工業生産拠点としての都市機能を持ち、優良農地や集落景観に配慮した住宅地の環境保全を基本目標として、心やすまる定住の里の形成を目指します。



鯖石川に架かる天保橋



与三地域の田園風景

■ まちづくりの基本方針

(1) 土地利用の方針

複合住宅地・近郊集落地

- 既存住宅地については、緑豊かな潤いのある居住環境の保全を図ります。

沿道サービス型商業地

- 国道8号沿道は、背後の土地利用を考慮しながら、アクセスの利便性を活用した沿道サービス機能を持った商業業務地として土地利用を図ります。

工業地

- 田塚・藤井などの工業地については、周辺環境との調和に配慮しながら、良好な操業環境を有する工業地として利用を図ります。

農地

- 市街地周辺部の農地については、無秩序な市街化を抑制し、農地の保全を図ります。

森林地

- 住宅地と隣接して広がる森林地については、自然環境を保全し、良好な居住環境との調和を図ります。

(2) 交通体系整備の方針

- 本地域から他地域へのアクセス向上と、通過交通を分離するために国道8号柏崎バイパス及びこれに接続する都市計画道路の整備を進めます。
- 都市計画道路や生活道路を整備し、住宅地域の防災避難路や利便性安全性の高い道路網づくりを目指します。

(3) 防災についての方針

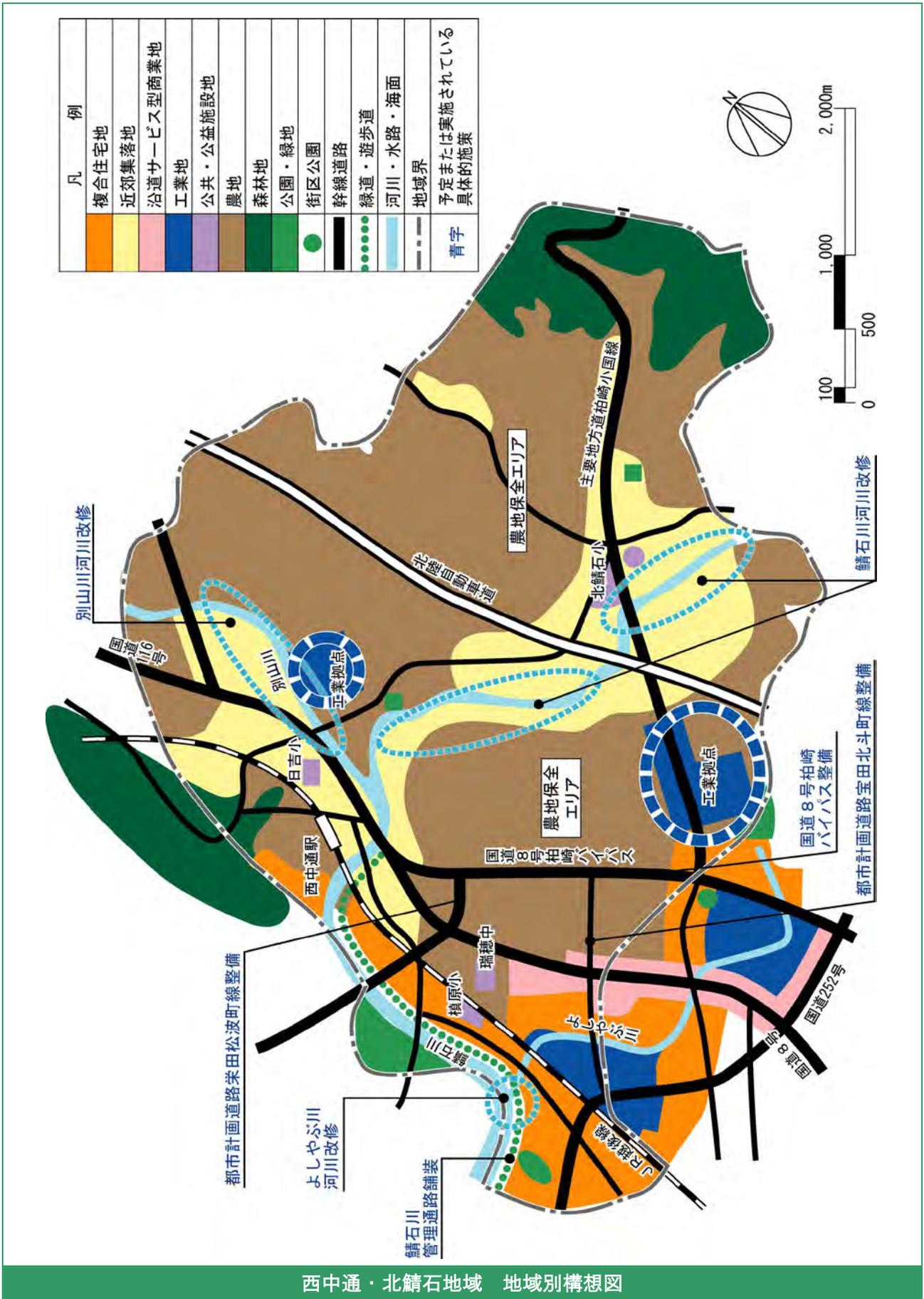
- 低地浸水被害を低減させる治水対策事業を進めます。

(4) 自然環境及び公園・緑地整備の方針

- 鯖石川沿いに水と緑の環境軸となる緑道の整備を進めます。
- 既存の公園・緑地や森林地を保全し、良好な集落環境の保全に努めます。

■ 予定又は実施されている具体的施策

- ・国道8号柏崎バイパス整備
- ・都市計画道路宝田北斗町線整備
- ・都市計画道路米田松波町線整備
- ・鯖石川河川改修



西中通・北鯖石地域 地域別構想図

7 田尻地域

■ 計画のテーマと目標

自然と共存する産業と学園のまち 田尻

田尻地域は、田園や丘陵地の豊かな自然環境とその中に創られた大学、先端工業団地、大規模な公園や運動広場等が融合し、自然と調和する拠点施設開発を基本目標とします。夢の森公園やフロンティアパーク、工業団地を拠点として、自然豊かなうらおいのある農村居住環境の創出、丘陵地の緑や鯖石川の水辺景観に配慮した開発と保全の調和を求めて個性ある地域づくりを目指します。



夢の森公園



藤井堰

■ まちづくりの基本方針

(1) 土地利用の方針

複合住宅地・近郊集落地

- 既存住宅地については、緑豊かな潤いのある居住環境の保全を図ります。

工業地

- 周辺環境との調和に配慮しながら、良好な操業環境を有する工業地として利用を図ります。

農地

- 市街地周辺部の農地については、無秩序な市街化を抑制し、農地の保全を図ります。

森林地

- 住宅地と隣接して広がる森林地については、自然環境を保全し、良好な居住環境との調和を図ります。

〔都市・田園調和型市街地〕 ※全体構想の土地利用構想

- 各種住宅地などと農地が混在しているエリアでは、都市と自然の双方が良好な環境を確保できるよう、無秩序な市街地拡散を抑制するとともに双方が一定のまとまりのある土地利用を確保し、安全で安心して活動ができる都市基盤の充実を図ります。

(2) 交通体系整備の方針

- 学園ゾーン・佐藤池運動広場と国道252号を直結する市道9-7号線の整備を進めます。
- 地域内の生活道路については、こどもや高齢者が安全に利用できるような整備改善を図ります。

(3) 防災についての方針

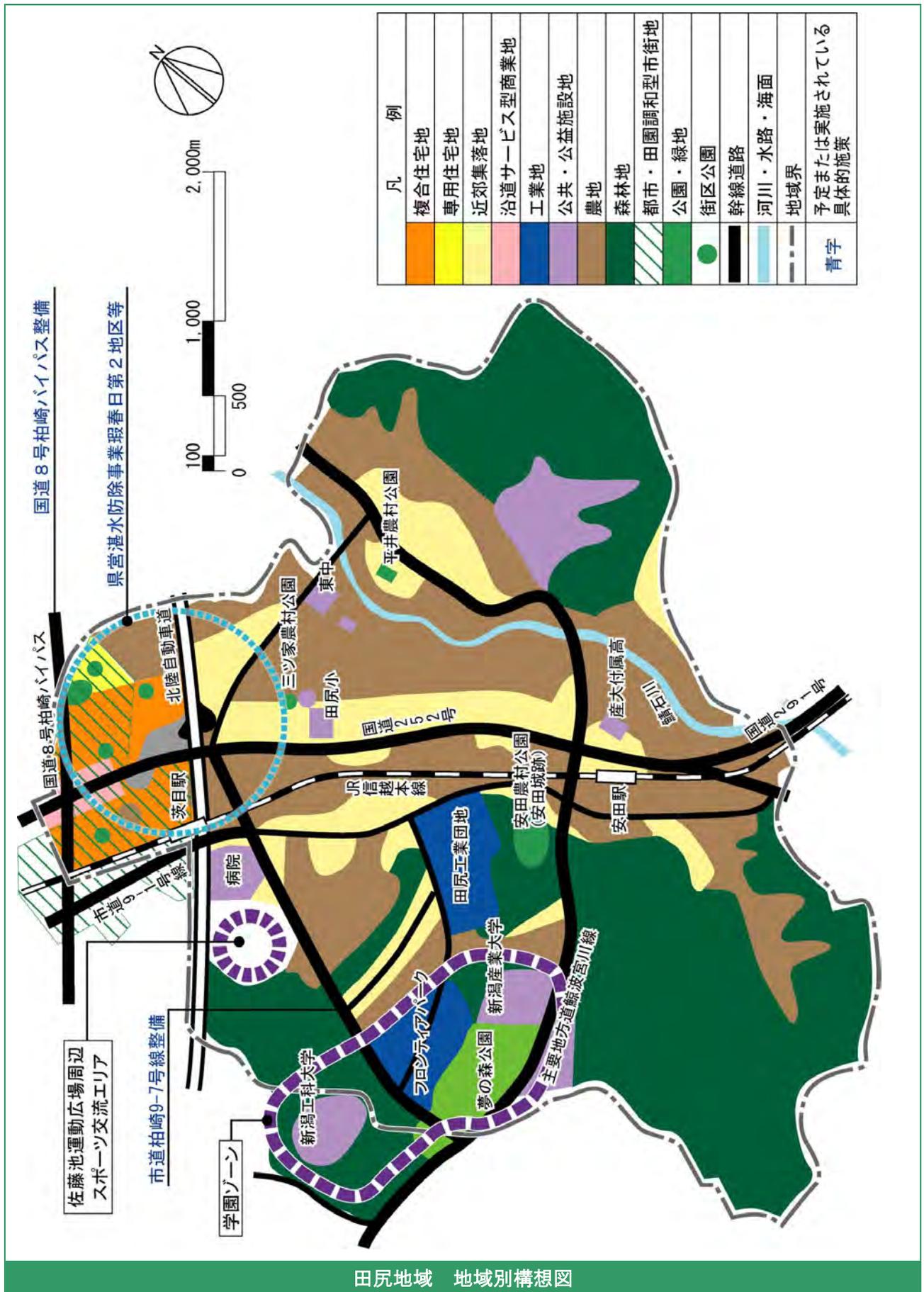
- 茨目、下田尻、上田尻、両田尻地区など、低地浸水被害を低減させる治水対策事業を進めます。

(4) 自然環境及び公園・緑地整備の方針

- 学園ゾーンにおいては公園・緑地や森林地を保全活用して、文化交流拠点の形成を目指します。

■ 予定又は実施されている具体的施策

- ・国道8号柏崎バイパス整備
- ・市道柏崎9-7号線整備
- ・県営湛水防除事業春日第2地区



田尻地域 地域別構想図

8 高田地域

■ 計画のテーマと目標

鵜川が育む歴史と文化の里 高田

高田地域は、鵜川中流域に位置し、歴史・文化資源を豊富に集積した田園集落環境と、それらを包む豊かな緑の山地の景観を活かし、郷土の歴史・文化を語り継ぐ地域を目標とします。また、そのたたずまいを大切にしたい地域づくりを目指します。



史跡・飯塚邸



風牧山 新道柿団地

■ まちづくりの基本方針

(1) 土地利用の方針

専用住宅地・近郊集落地

- 既存住宅地については、緑豊かな潤いのある居住環境の保全を図ります。

農地

- 市街地周辺部の農地については、無秩序な市街化を抑制し、農地の保全を図ります。

森林地

- 住宅地と隣接して広がる森林地については、自然環境を保全し、良好な居住環境との調和を図ります。

(2) 交通体系整備の方針

- 中心市街地へのバス交通等の、生活基盤として必要な公共交通の確保を図ります。
- 地域内の生活道路については、こどもや高齢者が安全に利用できるような整備改善を図ります。

(3) 防災についての方針

- 黒滝、新道、上方、藤橋、横山地区など、低地浸水被害を低減させる治水対策事業を進めます。

(4) 自然環境及び公園・緑地整備の方針

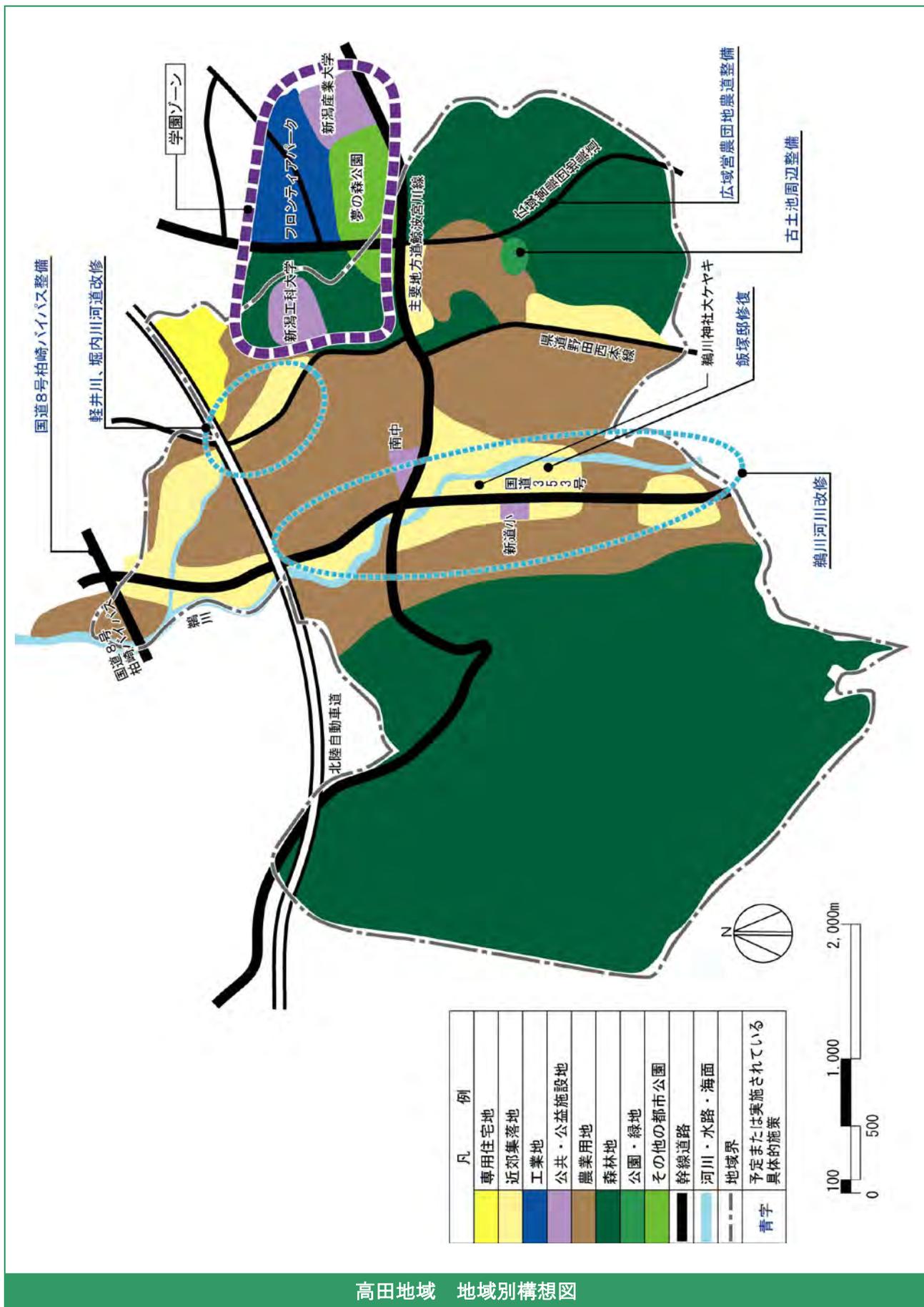
- 既存の公園と緑地の活用と保全を図ります。
- 水と緑に親しむ環境を整えるため、古土池周辺を整備します。

(5) 歴史・文化資源活用の方針

- 史跡飯塚邸や国指定文化財鶴川神社大櫓等の歴史文化資源を保全・活用したまちづくりを目指します。

■ 予定又は実施されている具体的施策

- ・国道8号柏崎バイパス整備
- ・鶴川河川改修
- ・掘内川河川改修
- ・飯塚邸修復
- ・古土池周辺整備
- ・軽井川河道改修
- ・広域営農団地農道整備



高田地域 地域別構想図

第5章

実現に向けた取り組み

- 1.制度・事業の活用
- 2.推進体制の充実
- 3.進行管理

1 制度・事業の活用

(1) 将来都市構造・土地利用構想の実現

集約型都市構造の実現に向けて、既存の法制度や事業を有効に活用していくとともに、その効果を見据えながら、必要に応じて新たな施策・事業を検討します。

都市計画区域内では、用途地域内への適切な都市機能の誘導に向けて都市計画制度を中心に制度・事業の活用を図るとともに、白地地域の環境を保全するため都市計画以外の制度との連携を積極的に推進します。

都市計画区域外では、新たな開発や施設立地の適切な規制・誘導、集落地などの防災性向上などの観点から、都市計画区域や建築基準法に基づく建築確認区域の指定拡大など、地域の課題に応じた適切な制度活用をおこないます。

(2) 分野別構想・方針の実現

分野別方針を実行していくため、みどりの基本計画や景観計画など、部門別計画の策定・改定を推進し、計画実現のための制度の活用を検討します。

都市計画決定から長期間経過し、未だ事業着手がなされていない、いわゆる長期未着手の都市計画道路、都市計画公園については、今後の対応など見直し検討をおこないます。

2 推進体制の充実

(1) 庁内推進体制の整備

本計画には都市計画以外の分野・施策と密接に関係する内容も含まれていることから、本計画に沿った適切な都市づくりを推進していくため、関係部局による定期的な連絡・調整体制を構築します。

(2) 住民との協働体制の構築

情報提供や参加機会の拡充による協働意識の醸成

地域別構想の具現化や住民に身近な都市施設の整備、維持管理など、計画実現にあたっては住民との協働が不可欠であるため、行政が組織横断的に様々な機会を通じて情報提供を行っていくとともに、計画策定・事業実施・維持管理などの様々な段階に応じた住民参加システムを構築していきます。

街づくり活動の支援体制の整備

地域別構想の具現化などにおいて住民が主体的に活動できるよう、活動費用や専門家派遣などの支援に向けた体制づくりを推進します。

3 進行管理

(1) 進捗状況の確認

本計画に記された方針に基づき実施される個別事業・まちづくりについて、総合計画等他の計画で行われている進捗状況の確認と連携・活用しながら、定期的に進捗状況を確認していきます。

(2) 計画の見直し

本計画は概ね20年後を目標年次としていますが、社会・経済情勢など本市をとりまく状況が大きく変化するなど、計画に大きな影響を与える場合にあっては、目標年次にとらわれることなく的確に計画を見直していきます。

参考資料

1.現況データ

2.策定の経緯

3.用語解説

1 現況データ

(1) 人口

人口及び世帯数の推移

(単位:人,世帯)

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成20年
人口	96,096	97,816	99,265	101,427	97,896	94,648	92,595
世帯数	27,078	28,062	29,687	33,281	33,473	33,696	33,760

資料:国勢調査(平成17年以前)、住民基本台帳(平成20年)

旧市町別人口及び増減率の推移

(単位:人,%)

		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成20年
実数	旧柏崎市	83,703	86,198	88,309	91,229	88,418	85,903	84,063
	旧高柳町	4,242	3,581	3,143	2,802	2,502	2,241	2,034
	旧西山町	8,151	8,037	7,813	7,396	6,976	6,504	6,498
	合計	96,096	97,816	99,265	101,427	97,896	94,648	92,595
増加率	旧柏崎市		3.0%	2.4%	3.3%	-3.1%	-2.8%	-2.1%
	旧高柳町		-15.6%	-12.2%	-10.8%	-10.7%	-10.4%	-9.2%
	旧西山町		-1.4%	-2.8%	-5.3%	-5.7%	-6.8%	-0.1%
	全体		1.8%	1.5%	2.2%	-3.5%	-3.3%	-2.2%

資料:国勢調査(平成17年以前)、住民基本台帳(平成20年)

都市計画区分別人口及び増減率の推移

(単位:人,%)

		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
実数	行政区域内	96,096	97,816	99,265	101,427	97,896	94,648	93,892	93,469	92,595	92,174
	都市計画区域内	62,023	66,100	69,542	74,118	72,919	72,028	70,743	70,914	70,594	70,728
	用途地域内	41,058	42,316	42,836	42,977	39,826	39,523	39,303	38,755	38,794	38,445
	用途地域外	20,965	23,784	26,706	31,141	33,093	32,505	31,440	32,159	31,800	32,283
	都市計画区域外	34,073	31,716	29,723	27,309	24,977	22,620	23,149	22,555	22,001	21,446
増減率	行政区域内		1.8%	1.5%	2.2%	-3.5%	-3.3%	-0.8%	-0.5%	-0.9%	-0.5%
	都市計画区域内		6.6%	5.2%	6.6%	-1.6%	-1.2%	-1.8%	0.2%	-0.5%	0.2%
	用途地域内		3.1%	1.2%	0.3%	-7.3%	-0.8%	-0.6%	-1.4%	0.1%	-0.9%
	用途地域外		13.4%	12.3%	16.6%	6.3%	-1.8%	-3.3%	2.3%	-1.1%	1.5%
	都市計画区域外		-6.9%	-6.3%	-8.1%	-8.5%	-9.4%	2.3%	-2.6%	-2.5%	-2.5%

資料:国勢調査(平成17年以前)、住民基本台帳(平成18年以降)

通勤通学人口と昼夜間人口比率の推移

(単位:人,%)

	常住地による人口(夜間人口)			他市町村から通勤	他市町村から通学	昼間人口	昼夜間人口比率
	総数	うち他市町村へ通勤	うち他市町村へ通学				
平成7年	101,427	6,073	974	7,574	1,658	103,612	102.2%
平成12年	97,896	6,059	917	7,206	1,708	99,834	102.0%
平成17年	94,648	4,861	752	5,827	1,157	96,019	101.4%

資料:国勢調査

(2) 交通

バス一般乗客数の推移

(単位:人,%)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
乗客数	2,406,646	2,409,144	2,329,808	2,324,156	2,193,949	2,200,304	2,105,323
対前年度比		0.1%	-3.3%	-0.2%	-5.6%	0.3%	-4.3%

資料:市勢概要

柏崎刈羽を通る国県道一覧

区分	路線番号	路線名	延長(m)	備考	区分	路線番号	路線名	延長(m)	備考
一般国道	8	8号	34,068	国土交通省管理	一般県道	114	越後広田停車場線	616	
	116	116号	14,804	国土交通省管理		116	安田停車場線	39	
	252	252号	23,006			117	鯨波停車場線	124	
	291	291号	6,771			118	米山停車場線	118	
	352	352号	23,633			147	西山停車場線	42	
	353	353号	27,282			148	刈羽停車場線	1,112	
	402	402号	0	352号に全線重用		149	荒浜停車場線	140	
	460	460号	0	352号に全線重用		150	西中通停車場線	95	
計6路線			129,564			151	東柏崎停車場線	1,377	
主要地方道	11	柏崎小国線	13,897			152	東柏崎停車場比角線	1,392	
	12	松代高柳線	10,352			215	荒浜中田線	6,359	
	13	上越安塚柏崎線	5,529			219	松代岡野町線	7,445	
	23	柏崎高浜堀之内線	8,836			252	田代小国線	7,171	
	25	柿崎小国線	15,910			257	田屋青海川停車場線	11,020	
	37	柏崎停車場線	613			275	門出石黒線	4,922	
	48	長岡西山線	8,036			279	椎谷礼拝停車場線	5,161	
	56	小千谷大沢線	3,213			316	柏崎港線	1,883	
	72	柏崎越路線	10,863			336	出雲崎石地線	2,315	
	73	鯨波宮川線	28,027			341	大沢小国小千谷線	79	
	78	大潟高柳線	15,699			369	黒部柏崎線	10,941	
計11路線			120,975			373	向山西山停車場線	6,475	
						393	礼拝長岡線	12,389	
						424	野田高柳線	10,784	
						426	石黒松代線	134	路線数に含まない
						433	東長鳥五十土線	5,430	
						480	中山上野線	5,226	
						522	野田西本線	11,006	
					574	寺泊西山線	7,345		
					計27路線		121,140		

資料:柏崎地域振興局地域整備部管内図(平成21年)

(4) 法規制

区分別面積等

区 分	指定等の主体	面積(ha)	備 考
都市計画区域 用途地域	新潟県	8,816	都市計画法第5条・第8条
	柏崎市	1,123	
農業振興地域 農用地区域	新潟県	39,157	農業振興地域の整備に関する法律 第6条・第8条
	柏崎市	4,951	
地域森林計画 対象民有林	新潟県 柏崎市	28,593	森林法第5条
県立自然公園	新潟県	2,923 (市域のみ)	県立自然公園条例第14条 普通地域
国定公園	環境省	1,406 (市陸域のみ)	自然公園法第13条特別地域(陸域)・第26条普通地域(海面域)

資料：平成20年度市勢概要

用途地域

種 類		面積 (ha)	建ぺい率	容積率	備 考
住居系	第一種低層住居専用地域	118	50%	100%	建築物の高さの限度 : 10m
	第一種中高層住居専用地域	206	60%	200%	
	第一種住居地域	363			
	第二種住居地域	29			
	準住居地域	19			
商業系	近隣商業地域	19	80%	200%	
	商業地域	127		400%	
工業系	準工業地域	56	60%	200%	
	工業地域	186			
計		1,123			

資料：柏崎市の都市計画（平成21年）

(5) 都市施設等

都市計画道路

番号	名称	幅員(m)	延長(m)	改良済(m)
	路線名			
3.3.1	長浜田尻線	25	1,730	1,730
3.4.2	柏崎駅北園町線	18～16	2,120	1,341
3.4.3	長浜東の輪線	18～12	5,160	2,460
3.4.4	北半田中浜線	16～12	3,250	1,103
3.4.5	諏訪町松波町線	16	3,760	1,233
3.4.6	扇町比角線	16	1,060	257
3.4.7	比角海岸線	16～12	1,420	0
3.4.8	東原町鯨波線	16～12	7,510	7,510
3.4.9	東柏崎駅諏訪町線	16	320	30
3.4.10	東柏崎駅比角線	16	100	0
3.4.11	中央町北園町線	16	1,400	810
3.5.12	諏訪町海岸線	16～12	750	750
3.5.13	新橋下方線	16～12	2,550	0
3.5.14	柏崎港線	12	440	0
3.5.15	栄田松波町線	16～12	1,860	470
3.5.16	新橋海岸線	12	500	274
3.5.17	柏崎駅海岸線	18～12	1,110	1,110
3.5.18	日吉町北園町線	16～12	2,110	893
3.4.19	宝田北斗町線	16	1,450	774
3.5.20	大久保剣野線	12	1,800	0
3.6.21	本町海岸線	12～11	3,270	3,040
3.3.22	長崎鯨波線	62.5～28	11,000	6,014
3.4.23	錦町枇杷島線	16～12	1,590	1,250
3.5.24	赤坂山鯨波線	12	530	530
3.4.25	諏訪町東本町線	19	600	400
7.4.26	日石町鏡町線	17	550	0

資料：柏崎市の都市計画（平成21年）

都市計画公園

〔街区公園〕

(面積：ha)

番号	名称	計画決定		開設	
		年月	面積	年月	面積
2.2.1	御殿山	S52. 2.16	0.24	S53. 3	0.24
2.2.2	宮の浦	S33.10.15	0.34		
2.2.3	大久保	H 5.10.12	0.37	H10. 4	0.15
2.2.4	幸 町	S49. 4.17	0.19	S50. 4	0.19
2.2.5	八 坂	S33.10.15	0.84	S45. 4	0.28
2.2.6	旭 町	S33.10.15	0.23		
2.2.7	南 町	S33.10.15	0.22		
2.2.8	比 角	S33.10.15	0.37		
2.2.9	中 部	S30. 3.31	0.20	S34. 4	0.20
2.2.10	東 部	S47. 7.17	0.16	S49. 4	0.16
2.2.11	松波第2	S49. 4.17	0.20	S56. 4	0.20
2.2.12	松波第1	S49. 4.17	0.37	S51. 4	0.37
2.2.13	雀 森	S55. 2.26	0.24	S56. 3	0.24
2.2.14	常盤台	S56. 3.10	0.24	S57. 4	0.24
2.2.15	鴨 池	H 1. 7.28	0.39	S57. 4	0.39
2.2.16	北 園	H 1. 7.28	0.61	H 7. 4	0.61
2.2.17	穂 波	H 2.10. 2	0.22	H 7. 4	0.22

〔近隣公園〕

(面積：ha)

番号	名称	計画決定		開設	
		年月	面積	年月	面積
3.3.1	白竜	S33.10.15	1.50	S40. 3	1.50
3.3.2	春日	S60. 8.30	1.60	H 4. 5	1.30
3.3.3	松波フレンドパーク	H 9.10. 7	1.00	H13. 4	1.00

〔地区公園〕

(面積：ha)

番号	名称	計画決定		開設	
		年月	面積	年月	面積
4.4.1	駅前	S33.10.15	4.40	S57. 6	4.20

〔総合公園〕

(面積：ha)

番号	名称	計画決定		開設	
		年月	面積	年月	面積
5.5.1	赤坂山	S49. 1. 8	13.70	S51. 4	13.70
5.5.2	番神御野立	S33.10.15	27.00	S34. 4	27.00
5.5.3	鯨波	H1. 7.28	45.50		
5.5.4	海岸	H 2. 6.29	20.80	S40. 3	17.00

〔緑地〕

(面積：ha)

名称	計画決定		開設	
	年月	面積	年月	面積
大久保緑道	S61. 6. 6	0.42	H 9. 6	0.42
悪田自然緑地	H 1. 7.28	2.80	H 2. 2	2.80
田塚緑地	H 2. 6.29	0.23	H 4. 5	0.23

〔特殊公園〕

(面積：ha)

番号	名称	計画決定		開設	
		年月	面積	年月	面積
墓 1	柏崎墓園	S48.11.30	22.50	S50.12	5.50

以上、資料：柏崎市の都市計画（平成 21 年）

〔参考：都市計画公園以外の大規模な都市公園（4ha 以上）〕

名称	面積 (ha)	開設年月
みなとまち海浜公園	8.0	H 8. 4
鯖石川改修記念運動公園	4.3	H14. 4
柏崎夢の森公園	30.36	H19. 6

資料：平成 20 年度市勢概要

土地区画整理事業

名称	事業主体	認可年月日	施行面積 (ha)	事業費 (百万円)	施行年度	合算減歩率	換地処分年月日
柏崎	県	S20. 9.29	25.8	95	S25 ~	13.0	S25. 3.21
上の山	組合	S46. 1.16	2.8	31	S45 ~ 46	43.8	S47. 2. 8
松波	"	S48. 7.31	14.2	165	S48 ~ 51	32.6	S50.12.12
橋場	"	S49. 7.19	8.5	207	S49 ~ 53	49.5	S51. 9.29
赤坂山	"	S61. 5. 9	13.1	1,107	S61 ~ H2	50.4	H 3. 3. 8
第二赤坂山	"	H 9.11. 7	16.0	2,231	H9 ~ 20	54.0	H20. 2.23
柏崎駅前	UR	H21. 1.29	11.6		H22 ~ 25		
計			92.0				

UR：独立行政法人都市再生機構

資料：柏崎市の都市計画（平成 21 年） 都市整備課資料

市街地再開発事業

名称	事業主体	都市計画決定	認可年月日	施行面積 (ha)	施行年度
柏崎東本町 A 地区 第一種市街地再開発事業	組合	H8.11.22 決定 H11.11.1 変更	H10.2.3	1.2	H9 ~ 12

資料：柏崎市の都市計画（平成 21 年）

2 策定の経緯

柏崎市都市計画マスタープラン策定にあたり、行政の考え方だけにとらわれず幅広い意見を反映させるために、下記の委員によって構成される委員会を開催しました。

委員名簿

区 分	氏 名	所 属	備 考
(委員長) 学 識 経 験 者	中 出 文 平	長岡技術科学大学	教授
(副委員長) 学 識 経 験 者	田 口 太 郎	新潟工科大学	准教授
行 政	船 谷 喜 代 文	新潟県柏崎地域振興局	地域振興局長
関 係 団 体	唐 澤 和 子	建築士会柏崎支部	
関 係 団 体	中 村 昭 夫	柏崎商工会議所青年部	
関 係 団 体	品 田 信 子	柏崎商工会議所女性部	
関 係 団 体	植 木 義 明	新潟県建設業協会柏崎支部	支部長
関 係 団 体	與 口 勝 郎	柏崎土地改良区	理事長
市 民 代 表	吉 田 勝		
市 民 代 表	本 多 満 理 子		
市 民 代 表	須 田 衣 子		

委員会開催概要

回 数	開催日	開催概要
第 1 回	H21. 5.29	<ul style="list-style-type: none"> ・震災等による状況変化を踏まえた新たな出発点の設定 ・まちづくりの理念と基本方針の検討 ・都市計画的課題の再整理
第 2 回	H21. 7.28	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針アンケート結果 ・全体構想(その1) ・地域別座談会中間報告
第 3 回	H21. 9.28	<ul style="list-style-type: none"> ・全体構想(その2) ・地域別座談会結果報告
第 4 回	H21.11.20	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン(案)の確認 ・基本理念
第 5 回	H22. 2.16	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント対応報告 ・基本理念 ・都市計画マスタープランの今後の活用

3 用語解説

【あ行】

溢水	河川の水が堤防を越えてあふれ出ること。
NPO	「Nonprofit Organization」の略語で、非営利団体、あるいは非営利での社会貢献活動や公益活動を行う市民団体のこと。
オープンスペース	公園・広場など、建物が建っていない土地や敷地内の空地のこと。
温室効果ガス	太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある大気中のガスのこと。1998年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等の6種類のガスを規定している。

【か行】

開発行為	建物や工作物を設置することを目的として、土地の形状や地目、地盤の高さなどを変更する行為のこと。都市計画区域内の一定面積以上の開発行為は、都市計画法に基づく許可が必要となる。
クールスポット	市街地内で公園や水辺、樹木の木陰などにより地表面温度が低い空間のこと。
景観計画	景観法に定められた「良好な景観の形成に関する計画」のこと。行政区画全体を対象として計画を策定することができ、景観計画区域に指定すると建築等に対して届出・勧告による規制を行うことができる。
景観行政団体	景観法により定義される景観行政を行う行政機構のこと。この団体になると、景観法に基づく景観計画を策定することができるようになる。
建築確認	建築基準法に基づき、建築物等の建築計画が法の基準に適合しているか、着工前に確認する行為のこと。
県立自然公園	自然公園法に基づき、都道府県を代表する優れた風景地について知事が指定する自然公園のこと。
公共下水道	市街地における下水（雨水又は汚水）を排除し、処理するために市町村が管理する施設のこと。雨水の排除（浸水の防止）、環境衛生の改善、川や海の汚染防止などのために、都市にとって必要不可欠となっている。
国勢調査	日本に居住するすべての人々を対象として、年齢・世帯・就業・住宅など人口の基礎的的属性を知るための調査のこと。五年ごとに実施されている。
国定公園	自然公園法に基づき、国立公園に準じる景勝地として環境大臣が指定する公園のこと。
コミュニティ	共同社会のこと。共同体としての住民同士のまとまりのこと。

【さ行】

市街地再開発事業	市街地の土地の高度利用と都市機能の更新を目的として、建築物と道路や公園など公共施設の整備を一体的に行う都市計画法に基づく事業のこと。
里山	人里離れた奥山ではなく、集落の近くにあつて、落枝・落葉、下草・低木を集めて堆肥を作る、あるいは炭や薪をつくるため地域住民の生活と密接に結びついていた雑木林などがある場所のこと。
住民基本台帳	氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成した台帳のこと。居住関係の公証や選挙人名簿の登録など、住民に関する事務処理の基礎となる。
総合計画	地方公共団体が総合的かつ計画的な行政の運営を図るために策定する計画のこと。地方自治法により策定が義務づけられている。

【た行】

地域森林計画	森林法の規定により国が策定する全国森林計画に即して、都道府県知事が策定する民有林の整備に関する計画のこと。森林を整備するための方針や数量を定めている。
地区計画制度	都市計画区域内の一定のまとまりのある地区を対象に、目標とするまちづくりの実現のため、用途地域など既存の都市計画の内容に加えて、地区固有のルールを定めることができる制度のこと。都市計画法に基づき、地区レベルの道路や公園などの規模や配置、建築物に関する制限の強化や緩和ができる。
妻入り	切り妻や入り母屋屋根の建物で、妻の側に出入り口がある建築様式のこと。
デマンドバス	利用者の需要や要求にあわせて運行経路などを柔軟に設定するバスの運行形態のこと。
都市計画マスタープラン	都市計画法第 18 条の 2 に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。将来の市町村の姿として、土地利用や都市施設等の方針を示すもの。
都市計画区域	都市計画法に基づき一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域のこと。
都市計画公園	都市計画法に基づき都市施設として都市計画決定した公園のこと。
都市計画道路	都市計画法に基づき都市施設として都市計画決定した道路のこと。
都市公園	都市計画決定された公園や都市計画区域内で地方公共団体や国が設ける公園・緑地のこと。都市公園法に基づく公園のこと。
都市施設	道路、公園、河川など都市計画法第 11 条に定められている施設で、都市計画決定を要する施設のこと。
土地区画整理事業	道路や公園など公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、土地の区画形質の変更と公共施設の整備を一体的に行う事業のこと。

【な行】

農業集落排水	農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村の生活環境の改善を図り、併せて、公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落における汚水又は雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設のこと。
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が策定する農業振興地域整備計画において、長期（概ね 10 年間）にわたり総合的に農業の振興を図る地域のこと。
農用地区域	農業振興地域整備計画において、農業振興地域内で概ね 10 年間にわたり農用地として保全していくべきと定めた区域のこと。

【は行】

パークアンドライド	自宅から最寄りの鉄道駅やバス停周辺に整備された駐車場まで自家用車で行き、そこからバスや鉄道等の公共交通機関を利用して目的地に向かう仕組みのこと。
保安林	森林法に基づき、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。
ポケットパーク	都市のなかに設けられた小公園のこと。

【や行】

ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の度合いを問わずに誰もが利用できるようにまちづくり、ものづくりなどをおこなっていく考え方のこと。
用途地域	都市計画法に基づき指定される地域地区の 1 つで、将来目指している土地利用や空間を実現するため、建築物の用途や形態の制限を行う地域区分のこと。建築物の制限は建築基準法等の規定により行われる。

柏崎市都市計画マスタープランでは、「緑」と「みどり」を使い分けています。

- ・ 緑 : 樹木、草花などの植物を指す
- ・ みどり : 樹林、公園、緑地など緑化された環境や空間の総称

柏崎市都市計画マスタープラン

発行日：平成 22 年 3 月

発 行：新潟県柏崎市

企画・編集：都市整備部都市整備課

〒945-8511

新潟県柏崎市中央町 5 番 50 号

TEL.0257-23-5111

編集協力：(株)都市総合計画



柏崎市都市計画
マスタープラン